



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）…………… 7
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（財政課）…………… 8
- 大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例（市民課）…………… 14
- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例の一部を改正する等の条例（保育課）…………… 14
- 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 15
- 大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（水道総務課）…………… 21

### 規則

- 大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則（企画広報課）…………… 22
- 大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則の一部を改正する規則（社会福祉課）…………… 22
- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（保育課）…………… 29
- 大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（市民協働推進課）…………… 33

### 訓令

- 大和高田市立病院放射線障害予防規程の全部を改正する訓令（市立病院管理課）…………… 34
- 大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程（法務情報課）…………… 37

### 告示

- 大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱の一部を改正する告示（産業振興課）…………… 42
- 放置自転車等の移動、保管（生活安全課）…………… 44
- 公示送達（収納対策室）…………… 45
- 住民票の職権消除（市民課）…………… 45
- 公示送達（税務課）…………… 45
- 軽自動車税の環境性能割の減免対象に関する告示（ 〃 ）…………… 45
- 大和高田市農業次世代人材投資事業実施要綱の一部を改正する告示（産業振興課）…………… 46
- 公示送達（保険医療課）…………… 49
- 公示送達（収納対策室）…………… 50
- 公示送達（ 〃 ）…………… 50
- 公示送達（ 〃 ）…………… 50

|   |    |
|---|----|
| ○公示送達(〃)  | 51 |
| ○公示送達(〃)  | 51 |
| ○引取りのない自転車等の処分(生活安全課)                           | 51 |
| ○令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算等の要領の公表(財政課)         | 52 |
| ○大和高田市公共施設等防犯カメラ設置要綱を廃止する告示(生活安全課)              | 57 |
| ○指定地域密着型サービスの事業の廃止(介護保険課)                       | 57 |
| ○令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)の要領の公表(財政課)             | 58 |
| ○収納事務委託の告示(企画広報課)                               | 59 |
| ○指定代理納付者の指定(〃)                                  | 60 |
| ○公示送達(収納対策室)                                    | 60 |
| <b>公告</b>                                       |    |
| ○奥田井堰改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)                | 60 |
| ○大和高田市総合ハザードマップ作成業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(〃)        | 63 |
| ○令和元年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(〃)      | 66 |
| ○農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)                            | 68 |
| ○病院情報システム用ノートパソコン購入に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院医事課)    | 68 |
| ○病院情報システム用デスクトップパソコン購入に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院医事課) | 71 |
| ○病院情報システム用プリンタ購入に関する条件付き一般競争入札公告(〃)             | 73 |
| ○大和高田市立病院東館ナースコール設備の購入に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院管理課) | 76 |
| ○公売公告兼見積価額公告(収納対策室)                             | 79 |
| ○大字大谷572番1等に関する一般競争入札を行う公告(財産管理課)               | 82 |
| ○曾大根古池護岸補修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)             | 85 |
| <b>教育委員会</b>                                    |    |
| ○大和高田市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則(学校教育課)            | 87 |
| ○大和高田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則(文化振興課)               | 87 |
| ○総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(体育振興課)         | 91 |
| ○大和高田市教育委員会9月定例委員会の招集(教育総務課)                    | 94 |
| <b>選挙管理委員会</b>                                  |    |
| ○選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)                            | 94 |
| ○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等(〃)            | 95 |
| ○選挙管理委員会の招集(〃)                                  | 95 |
| <b>農業委員会</b>                                    |    |
| ○農業委員会10月定例委員会の招集(農業委員会)                        | 95 |
| <b>公営企業</b>                                     |    |
| ○大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程(水道総務課)        | 95 |

|  |    |
|--|----|
| ○大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程( 〃 ) ..... | 96 |
| ○大和高田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程( 〃 ) .....    | 96 |
| ○大和高田市水道料金及び下水道使用料の減免に関する規程( 〃 ) .....     | 97 |

**公布された条例のあらまし****◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

## 1 理由

成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないことを目的として、欠格条項に係る規定の一部が削除されたことに伴い、当該規定を参照している条例について、所要の改正を行うものです。

## 2 内容

1 地方公務員法が改正され、欠格条項の一部が削除されたことに伴い、当該改正箇所を引用している条例中の号ずれ等に対する措置を行います。

第1条 職員の分限に関する条例の一部改正(第6条関係)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第17条、第17条の2、第18条及び第20条関係)

第3条 職員等の旅費に関する条例の一部改正(第2条関係)

第4条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正(第13条関係)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第15条関係)

2 児童福祉法が改正され、欠格条項の一部が削除されたことに伴い、当該改正箇所を引用している条例中の号ずれに対する措置を行います。

第5条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第23条関係)

## 3 施行期日

令和元年12月14日、公布の日

**◇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等****の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

## 1 理由

消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、課税対象である公共施設使用料等に消費税等相当額を適正に転嫁するため、受益者負担の見直しを行うものです。

## 2 内容

第1条 大和高田市市民交流センター条例の一部改正(別表第1関係)

第2条 大和高田市青少年会館設置条例の一部改正(別表関係)

第3条 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正(第34条、別表第1関係)

第4条 大和高田市総合公園施設条例の一部改正(別表関係)

第5条 大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(別表関係)

第6条 大和高田市運動場条例(別表関係)

第7条 大和高田市立総合体育館条例(別表第1関係)

第8条 大和高田市立武道館条例(別表関係)

第9条 大和高田市文化会館条例(別表関係)

第10条 大和高田市浮舞台条例(別表関係)

## 3 施行期日

令和元年10月1日

## ◇大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例

## 1 理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正により、住民票への旧氏の記載が可能となったことに伴い、関係する規定について整備を行うとともに、性的プライバシーに配慮する目的から印鑑登録証明書にある男女の別の記載を削除することに伴う所要の規定の整備を行うものです。

## 2 内容

- 1 登録印鑑について、旧氏又は旧氏を一部組み合わせたものを登録可能とします。(第3条関係)
- 2 印鑑登録原票の登録事項について、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては、当該登録事項を氏名及び旧氏とします。(第6条関係)
- 3 印鑑登録の抹消事由について、住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては、当該旧氏に変更された場合を抹消事由として加えます。(第12条関係)
- 4 印鑑登録証明書の記載事項について、男女の別を削除します。(第13条関係)
- 5 その他所要の改正

## 3 施行期日

令和元年11月5日

## ◇大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例の一部を改正する等の条例

## 1 理由

幼児教育及び保育の無償化の観点から子ども子育て支援法が一部改正されたことに伴い、関係する条例について規定の整備を行うものです。

## 2 内容

- 1 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例の一部改正(第1条関係)
  - (1) 幼稚園、保育所及び認定こども園における利用者負担額について、子ども・子育て支援法の一部改正により文言の整理がなされたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。(第2条及び附則第2項関係)
  - (2) 延長保育料及び一時預かり利用料は、市立保育所又は市立こども園の施設を使用して実施する事業であり、地方自治法第225条に規定する使用料であることを明記します。(第4条及び第5条関係)
- 2 大和高田市立幼稚園保育料徴収条例の廃止(第2条関係)

幼稚園の保育料が無償化されることに伴い、市立幼稚園の保育料の徴収に関して規定する当該条例を廃止します。

## 3 施行期日

令和元年10月1日、公布の日

## ◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正を受け、当該省令に準じて定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についても同様

の改正を行うほか、令和元年10月からの保育料無償化に伴い、整理された条文中の文言について所要の改正を行うものです。

## 2 内容

1 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する場合は副食費の徴収対象外とします。(第13条第4項第3号関係)

- (1) 所得の少ない世帯
- (2) 多子軽減により保育料が無料となる児童
- (3) 満3歳未満の保育認定の児童

2 利用定員の定めについて、特定地域型保育事業のうち事業所内保育事業を対象外とします。(第37条第1項関係)

3 連携施設の確保が著しく困難であると認める特定地域型保育事業者において、次に掲げる要件を満たす場合であって、連携施設に代えて連携協力を行う者による代替保育の提供ができるときは、特定地域型保育事業を実施することができるものとします。(第42条第2項及び第3項関係)

- (1) 特定地域型保育事業者と代替保育の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

4 連携施設の確保が著しく困難であると認める特定地域型保育事業者において、連携施設に代えて、次に掲げる要件を満たす連携協力を行う者を確保できるときは、特定地域型保育事業を実施することができるものとします。(第42条第4項及び第5項関係)

- (1) 認可外保育施設に対する仕事・子育て両立支援事業としての助成を受けている者が設置する施設であること。
- (2) 保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことを目的とする施設であり、地方公共団体より補助を受けているものであること。

5 満3歳以上の児童に対して保育を行うことが適当と認める保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設の確保をしないことができるものとします。(第42条第7項及び第8項関係)

6 特定地域型保育事業者が連携施設の確保をしないことができる期限を5年間延長します。(附則第4条関係)

7 その他所要の改正

## 3 施行期日

令和元年10月1日、公布の日

### ◇大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

#### 1 理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることを受け、当該事業者の指定の更新に関する事務について手数料を徴収するため、規定の整備を行うものです。

#### 2 内容

1 水道法施行令の改正による引用条項のずれを改めます。(第13条の2関係)

2 指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する事務について、新たに手数料を定めます。(第37条関係)

3 その他所要の改正

#### 3 施行期日

令和元年10月1日

**条 例****条例第9号**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第1号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2号中「地方公務員法」を「法」に改め、「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4

号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第20条第6項中「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員等の旅費に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改める。

(大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行す

る。

**条例第9号**

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大和高田市市民交流センター条例の一部改正)

第1条 大和高田市市民交流センター条例(平成27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「(1) 多目的室、会議室及び交流スペースの使用料

| 区分        | 午前         | 午後           | 午前・午後        | 夜間           | 午後・夜間        | 全日           |         |
|-----------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
|           | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |         |
| 多目的室      | 市民活動団体     | 1,500円       | 2,000円       | 3,500円       | 1,500円       | 3,500円       | 5,000円  |
|           | 市民活動団体以外の者 | 5,000円       | 5,000円       | 10,000円      | 5,000円       | 10,000円      | 15,000円 |
| 会議室       | 市民活動団体     | 600円         | 800円         | 1,400円       | 600円         | 1,400円       | 2,000円  |
|           | 市民活動団体以外の者 | 2,000円       | 2,000円       | 4,000円       | 2,000円       | 4,000円       | 6,000円  |
| 交流スペースの一部 | 市民活動団体     | 450円         | 600円         | 1,050円       | 450円         | 1,050円       | 1,500円  |
|           | 市民活動団体以外の者 | 1,500円       | 1,500円       | 3,000円       | 1,500円       | 3,000円       | 4,500円  |

」を

「(1) 多目的室、会議室及び交流スペースの使用料

| 区分        | 午前         | 午後           | 午前・午後        | 夜間           | 午後・夜間        | 全日           |         |
|-----------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
|           | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |         |
| 多目的室      | 市民活動団体     | 1,520円       | 2,030円       | 3,550円       | 1,520円       | 3,550円       | 5,070円  |
|           | 市民活動団体以外の者 | 5,090円       | 5,090円       | 10,180円      | 5,090円       | 10,180円      | 15,270円 |
| 会議室       | 市民活動団体     | 610円         | 810円         | 1,420円       | 610円         | 1,420円       | 2,030円  |
|           | 市民活動団体以外の者 | 2,030円       | 2,030円       | 4,060円       | 2,030円       | 4,060円       | 6,090円  |
| 交流スペースの一部 | 市民活動団体     | 450円         | 610円         | 1,060円       | 450円         | 1,060円       | 1,510円  |
|           | 市民活動団体以外の者 | 1,520円       | 1,520円       | 3,040円       | 1,520円       | 3,040円       | 4,560円  |

」に改

める。

（大和高田市青少年会館設置条例の一部改正）

第2条 大和高田市青少年会館設置条例（昭和55年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| 施設名              | 使用料    |
|------------------|--------|
| 大和高田市市場青少年会館 体育館 | 920円   |
| 大和高田市曙町青少年会館 体育館 | 1,540円 |
| 大和高田市塙青少年会館 体育館  | 1,540円 |
| 大和高田市東雲青少年会館 体育館 | 300円   |

」を

「

| 施設名              | 使用料    |
|------------------|--------|
| 大和高田市市場青少年会館 体育館 | 930円   |
| 大和高田市曙町青少年会館 体育館 | 1,560円 |
| 大和高田市塙青少年会館 体育館  | 1,560円 |
| 大和高田市東雲青少年会館 体育館 | 300円   |

」に改

める。

（大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「75円」を「76円」に改める。

別表第1中「67円」を「68円」に、「174円」を「178円」に改める。

（大和高田市総合公園施設条例の一部改正）

第4条 大和高田市総合公園施設条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1 テニスコートの使用料中

「

|           |    |                                      |
|-----------|----|--------------------------------------|
| 砂入り人工芝コート | 1面 | 1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）<br>につき440円 |
| クレイコート    | 1面 | 1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）<br>につき300円 |

」を

「

|           |    |                                      |
|-----------|----|--------------------------------------|
| 砂入り人工芝コート | 1面 | 1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）<br>につき450円 |
| クレイコート    | 1面 | 1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）<br>につき310円 |

」に改める。

別表の2 多目的グラウンドの使用料中

「

|    |        |        |        |         |
|----|--------|--------|--------|---------|
| 全面 | 2,050円 | 3,080円 | 5,130円 | 12,850円 |
|----|--------|--------|--------|---------|

備考

- 1 多目的グラウンドの照明設備使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき3,600円とする。

」を

「

|    |        |        |        |         |
|----|--------|--------|--------|---------|
| 全面 | 2,080円 | 3,130円 | 5,220円 | 13,080円 |
|----|--------|--------|--------|---------|

備考

1 多目的グラウンドの照明設備使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき3,660円とする。

」に改める。

別表の2 多目的グラウンドの使用料備考の1中「3,600円」を「3,660円」に改める。

別表の3 多目的室の使用料中

「

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 全面 | 1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき610円 |
|----|----------------------------------|

」を

「

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 全面 | 1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき620円 |
|----|----------------------------------|

」に改める。

別表の4 屋内プールの使用料中

「

|   |        |      |      |      |      |
|---|--------|------|------|------|------|
| 個人使用  | 510円   | 300円 | 300円 | 250円 | 150円 |
| 1コースの専用使用<br>（1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき） | 2,570円 |      |      |      |      |

」を

「

|   |        |      |      |      |      |
|---|--------|------|------|------|------|
| 個人使用  | 510円   | 310円 | 310円 | 260円 | 150円 |
| 1コースの専用使用<br>（1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき） | 2,610円 |      |      |      |      |

」に改める。

別表の5 フィットネス器具の使用料中

「

|       |      |
|-------|------|
| 高校生以上 | 300円 |
|-------|------|

」を

「

|       |      |
|-------|------|
| 高校生以上 | 310円 |
|-------|------|

」に改める。

(大和高田市・葛城コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 大和高田市・葛城コミュニティセンター条例（平成7年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設使用料

| 使用区分<br>施設名 | 午前9時から<br>正午まで | 午後1時から<br>午後5時まで | 午後6時から<br>午後10時まで | 午前9時から<br>午後10時まで |
|-------------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 大広間         | 3,760円         | 6,280円           | 6,280円            | 16,320円           |
| 和室A         | 1,560円         | 2,610円           | 2,610円            | 6,780円            |

|       |        |        |        |         |
|-------|--------|--------|--------|---------|
| 和室B   | 1,880円 | 3,130円 | 3,130円 | 8,140円  |
| 茶室    | 1,250円 | 2,080円 | 2,080円 | 5,410円  |
| 小ホール  | 3,130円 | 5,230円 | 5,230円 | 13,590円 |
| 会議室A  | 930円   | 1,560円 | 1,560円 | 4,050円  |
| 会議室B  | 1,250円 | 2,080円 | 2,080円 | 5,410円  |
| 料理実習室 | 2,500円 | 4,180円 | 4,180円 | 10,860円 |

(大和高田市運動場条例の一部改正)

第6条 大和高田市運動場条例(昭和27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,170円」を「6,280円」に改める。

(大和高田市立総合体育館条例の一部改正)

第7条 大和高田市立総合体育館条例(昭和57年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|              |    |        |        |        |         |
|--------------|----|--------|--------|--------|---------|
| 主競技場         | 全面 | 3,080円 | 4,110円 | 6,170円 | 12,340円 |
|              | 半面 | 1,540円 | 2,050円 | 3,080円 | 6,170円  |
| サブ競技場        |    | 1,020円 | 1,540円 | 2,050円 | 4,110円  |
| トレーニング室及び相撲場 |    | 2,050円 | 3,080円 | 4,110円 | 6,170円  |

」を

「

|              |    |        |        |        |         |
|--------------|----|--------|--------|--------|---------|
| 主競技場         | 全面 | 3,130円 | 4,180円 | 6,280円 | 12,560円 |
|              | 半面 | 1,560円 | 2,080円 | 3,130円 | 6,280円  |
| サブ競技場        |    | 1,030円 | 1,560円 | 2,080円 | 4,180円  |
| トレーニング室及び相撲場 |    | 2,080円 | 3,130円 | 4,180円 | 6,280円  |

」に改

める。

(大和高田市立武道館条例の一部改正)

第8条 大和高田市立武道館条例(平成3年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

|      |      |        |        |        |        |         |
|------|------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 専用使用 | 第1道場 | 全面     | 2,050円 | 2,570円 | 4,110円 | 8,220円  |
|      |      | 全面     | 4,110円 | 5,140円 | 8,220円 | 16,450円 |
|      | 半面   | 2,050円 | 2,570円 | 4,110円 | 8,220円 |         |
| 個人使用 | 第1道場 | 150円   | 200円   | 250円   | 460円   |         |
|      | 第2道場 | 150円   | 200円   | 250円   | 460円   |         |

」を

「

|      |      |        |        |        |        |         |
|------|------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 専用使用 | 第1道場 | 全面     | 2,080円 | 2,610円 | 4,180円 | 8,370円  |
|      |      | 全面     | 4,180円 | 5,230円 | 8,370円 | 16,750円 |
|      | 半面   | 2,080円 | 2,610円 | 4,180円 | 8,370円 |         |
| 個人使用 | 第1道場 | 150円   | 200円   | 260円   | 460円   |         |
|      | 第2道場 | 150円   | 200円   | 250円   | 460円   |         |

」に改

める。

(大和高田市文化会館条例の一部改正)

第9条 大和高田市文化会館条例(平成7年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

1 施設及びその使用料

(単位:円)

| 施設区分             |                              |               | 使用区分   | 午前     | 午後      | 午前・午後  | 夜間      | 午後・夜間   | 全日      |
|------------------|------------------------------|---------------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                  |                              |               | 曜日     | 9:00   | 13:00   | 9:00   | 18:00   | 13:00   | 9:00    |
|                  |                              |               | 及び     | ～      | ～       | ～      | ～       | ～       | ～       |
| 室区分等             |                              |               |        | 12:00  | 17:00   | 17:00  | 21:30   | 21:30   | 21:30   |
| 大<br>ホ<br>ー<br>ル | 入場料無料<br>～1,000円             | 平日            | 17,800 | 24,080 | 41,880  | 31,420 | 55,500  | 73,300  |         |
|                  |                              | 土・日休日         | 20,950 | 29,330 | 50,280  | 37,700 | 67,030  | 87,980  |         |
|                  | 1,001円以上<br>の入場料等を徴収する場合の使用料 | 1,001円～3,000円 | 平日     | 23,030 | 31,420  | 54,450 | 40,850  | 72,270  | 95,300  |
|                  |                              |               | 土・日休日  | 27,230 | 37,700  | 64,930 | 49,230  | 86,930  | 114,160 |
|                  |                              | 3,001円～5,000円 | 平日     | 28,280 | 38,750  | 67,030 | 50,280  | 89,030  | 117,310 |
|                  |                              |               | 土・日休日  | 33,510 | 46,080  | 79,590 | 60,750  | 106,830 | 140,340 |
|                  | 5,001円以上                     | 平日            | 35,610 | 48,180 | 83,790  | 62,850 | 111,030 | 146,640 |         |
|                  |                              | 土・日休日         | 42,950 | 57,610 | 100,560 | 75,420 | 133,030 | 175,980 |         |
|                  | 準備・練習等                       | 平日            | 8,900  | 12,030 | 20,930  | 15,700 | 27,730  | 36,630  |         |
|                  |                              | 土・日休日         | 10,470 | 14,660 | 25,130  | 18,850 | 33,510  | 43,980  |         |
|                  | リハーサル室                       | リハーサルに使用      | 3,130  | 3,130  | 4,180   | 3,130  | 4,180   | 5,230   |         |
|                  |                              | リハーサル以外に使用    | 5,230  | 5,230  | 10,470  | 5,230  | 10,470  | 15,700  |         |
|                  | 楽屋                           | 1             | 2,080  | 2,080  | 3,130   | 2,080  | 3,130   | 4,180   |         |
|                  |                              | 2             | 1,030  | 1,030  | 1,560   | 1,030  | 1,560   | 2,080   |         |
|                  |                              | 3             | 1,030  | 1,030  | 1,560   | 1,030  | 1,560   | 2,080   |         |
| 4                |                              | 1,030         | 1,030  | 1,560  | 1,030   | 1,560  | 2,080   |         |         |
| 小<br>ホ<br>ー<br>ル | 入場料無料<br>～500円               | 平日            | 7,330  | 10,470 | 17,800  | 13,610 | 24,080  | 31,410  |         |
|                  |                              | 土・日休日         | 8,370  | 12,560 | 20,930  | 16,750 | 29,310  | 37,680  |         |
|                  | 501円以上の入場料等を徴収する場合の使用料       | 501円～2,000円   | 平日     | 10,470 | 15,700  | 26,170 | 20,950  | 36,650  | 47,120  |
|                  |                              |               | 土・日休日  | 12,560 | 18,850  | 31,410 | 25,130  | 43,980  | 56,540  |
|                  |                              | 2,001円以上      | 平日     | 14,660 | 20,950  | 35,610 | 27,230  | 48,180  | 62,840  |
|                  |                              |               | 土・日休日  | 17,800 | 25,130  | 42,930 | 32,470  | 57,600  | 75,400  |
|                  | 準備・練習等                       | 平日            | 3,660  | 5,230  | 8,890   | 6,800  | 12,030  | 15,690  |         |
|                  |                              | 土・日休日         | 4,180  | 6,280  | 10,460  | 8,370  | 14,650  | 18,830  |         |
|                  | 楽屋                           | 1             | 1,030  | 1,030  | 1,560   | 1,030  | 1,560   | 2,080   |         |
|                  |                              | 2             | 1,030  | 1,030  | 1,560   | 1,030  | 1,560   | 2,080   |         |
| レ<br>セ           | 入場料無料<br>～4,999円             | 平日            | 8,370  | 12,560 | 19,900  | 15,700 | 27,230  | 34,560  |         |
|                  |                              | 土・日休日         | 10,470 | 14,660 | 24,080  | 18,850 | 32,470  | 41,900  |         |

|                                 |                |           |        |        |        |        |        |        |
|---------------------------------|----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| プ<br>シ<br>ョ<br>ン<br>ホ<br>ー<br>ル | 5,000円<br>以上   | 日         |        |        |        |        |        |        |
|                                 |                | 平日        | 12,560 | 18,850 | 30,370 | 24,080 | 40,850 | 52,370 |
|                                 |                | 土・日休<br>日 | 14,660 | 23,030 | 35,610 | 29,330 | 50,280 | 62,850 |
| 展<br>示<br>ホ<br>ー<br>ル           | 入場料無料<br>～999円 | 平日        | 7,330  | 8,370  | 14,660 | 11,510 | 17,800 | 24,080 |
|                                 |                | 土・日休<br>日 | 8,370  | 10,470 | 17,800 | 13,610 | 22,000 | 29,330 |
|                                 | 1,000円<br>以上   | 平日        | 9,420  | 10,470 | 18,850 | 14,660 | 23,030 | 31,420 |
|                                 |                | 土・日休<br>日 | 11,510 | 12,560 | 23,030 | 17,800 | 27,230 | 37,700 |
| 会議室                             |                |           | 2,080  | 3,130  | 5,220  | 4,180  | 7,320  | 8,370  |
| 和室                              |                |           | 1,560  | 1,880  | 3,450  | 2,080  | 3,970  | 5,230  |

備考

- 1 施設使用料の入場料の区分は、1人当たりの最高額をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 会費を徴収する場合
  - (3) 会員制度により会員を招待する場合
  - (4) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
  - (5) その他これらに準ずる場合
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 4 レセプションホールの使用者がパントリー（配膳室）を使用する場合の使用料は、レセプションホール使用料の100分の110に相当する額とする。
- 5 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料の100分の150に相当する額とする。
- 6 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

2 附属設備及びその使用料

教育委員会が規則で定める附属設備については、当該規則で定める額

(大和高田市浮舞台条例の一部改正)

第10条 大和高田市浮舞台条例（平成11年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|      |       |       |       |       |       |        |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 使用料金 | 4,110 | 4,110 | 5,140 | 6,170 | 8,220 | 10,280 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|

」を

「

|      |       |       |       |       |       |        |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 使用料金 | 4,180 | 4,180 | 5,230 | 6,280 | 8,370 | 10,470 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料又は手数料(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)について適用し、施行日前に領収する使用料又は手数料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

### 条例第11号

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例

大和高田市印鑑条例(昭和57年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第4号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加える。

第12条第1項第2号中「により氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記録がされている旧氏を含む。)」を加え、「、又は外国人住民にあっては住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)」を削り、同項第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 外国人住民が住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第13条第1項中「第6条第4号から第8号まで」を「第6条第4号、第5号、第7号及び第8号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

### 条例第12号

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例の一部を改正する等の条例

(大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例の一部改正)

第1条 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例(平成27年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項中「法第59条第2号に規定する時間外保育を受けた子どもの保護者から徴収する料金(以下「延長保育料」という。)」を「行う時間外保育(法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。)に係る使用料(以下「延長保育料」という。)」に改める。

第5条中「法第59条第10号に規定する一時預かり事業を利用した子どもの保護者から徴収する一時預かり利用料」を「行う一時預かり事業(法第59条第10号に規定する一時預かり事業を

いう。)に係る使用料(以下「一時預かり利用料」という。))に改める。

附則第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表第1に備考として次のように加える。

備考

1 この表において「保育短時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。

2 この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。

(大和高田市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

第2条 大和高田市立幼稚園保育料徴収条例(昭和28年条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中第4条第1項、第5条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(大和高田市立幼稚園保育料徴収条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例による廃止前の大和高田市立幼稚園保育料徴収条例の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

### 条例第13号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額を

いう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「小学校就学前子どもの数及び」を「小学校就学前子ども及び」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「小学校就学前子どもの数及び」を「小学校就学前子ども及び」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する」を「規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下(イ)において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「並びに支給認定保護者」を「並びに教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者」を「、当該教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条(見出しを含む。)、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定教育・保育」に改

め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「支給認定子どもの総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「A型をいう。」を「A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「B型をいう。」を「B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「にあつては、その利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「小学校就学前子どもの数及び」を「小学校就学前子ども及び」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「支給認定子どもにあつては」を「満3歳未満保育認定子どもにあつては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4

項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)を「掲げる額」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「並びに支給認定保護者」を「並びに教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者」を「当該教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるを「第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選

考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「支給認定子ども（）」を「教育・保育給付認定子ども（）」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### 条例第14号

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大和高田市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「指定をしたもの」を「指定をした者」に改める。

第13条の2中「第5条」を「第6条」に改める。

第37条第1項中

「

(3) 第11条第2項の指定をするとき 1件につき 5,000円

」を

「

(3) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき 5,000円

(4) 法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき 1件につき 5,000円

とき

」に改

める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### 規 則

#### 規則第5号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項福祉部の部社会福祉課の款地域福祉係の項中「ひとり暮らしの高齢者等に係る緊急通報装置」を「ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

#### 規則第6号

大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則の一部を改正する規則

大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則(平成14年規則第63号)の一部を次のように改正する。

題名中「体制整備」を「システム」に改める。

第1条中「(以下「装置」という。)」を削り、「緊急時に」を「緊急時における」に、「並びに日常における不安及び孤独感の解消を図り、ひとり暮らしの高齢者等が安心して暮らせる体制を整備し、もって」を「を可能にし、ひとり暮らしの高齢者等の日常における不安及び孤独感を軽減すること」に改める。

第2条中「緊急通報体制整備事業」を「緊急通報装置」に、「ひとり暮らし高齢者等が、急病、災害等のため緊急に救助を必要とする場合において、当該高齢者等の住居に設置された装置を通じて、第4条第2項の協力員が通報を受けることにより、速やかな救助活動を行うこと」を「急病、事故その他の緊急時に通報するための携帯用無線発信機、無線受信機、専用送信機等の機器」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この規則において、「協力員」とは、緊急通報装置による通報を受けた場合において、住居に出

向いて安否確認を行うとともに、必要に応じて消防署等の関係機関に連絡を行う地域の協力者をいう。

第8条を削る。

第7条第1項中「装置の使用に係る通話料は、利用者」を「緊急通報装置の設置及び撤去に要する費用は、市」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用者は、次に掲げる費用のほか、緊急通報システム事業の利用に要する費用の一部として別表に規定する利用料を負担するものとする。

(1) 緊急通報装置の使用に係る回線使用料及びダイヤル通話料

(2) 利用者の転居に伴う緊急通報装置の移設に要する費用及び緊急通報装置を破損し、又は紛失した場合の修理に要する費用

第7条第3項を削り、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「装置」を「緊急通報装置」に改め、同条中「装置の」を「緊急通報システム事業の」に、「装置を」を「緊急通報装置を」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用者は、善良な管理者の注意をもって緊急通報装置を使用しなければならない。

3 利用者は、緊急通報装置を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「利用許可」を「利用」に改め、同条中「適否」を「可否」に、「緊急通報装置利用決定通知書（様式第3号）又は緊急通報装置利用却下通知書（様式第4号）」を「緊急通報システム利用決定通知書（様式第4号）又は緊急通報システム利用却下通知書（様式第5号）」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「緊急通報体制整備事業」を「緊急通報システム事業」に、「緊急通報装置利用申請書」を「緊急通報システム利用申請書」に改め、「第2号）」の次に「及び協力員承諾書（様式第3号）」を加え、同条第2項中「緊急時に迅速かつ適切な対応が可能なおおむね3名の協力員を確保し、当該協力員に緊急通報体制整備事業の利用についての説明をし、承諾を得なければならない」を「緊急通報システム事業の内容を説明した上で承諾を得た協力員を1名以上 確保しなければならない」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「対象者」の次に「及び対象事業」を加え、同条中「緊急通報体制整備事業を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し」を「緊急通報システム事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって」に改め、同条第1号中「おおむね」を削り、「に属する者又はこれに準ずる世帯（同居者の就労又は就学により継続的に日中において独居となる世帯（以下「日中独居世帯」という。）を除く。）に属する者として市長が認めたもの（以下「第1号該当者」という。）」に改め、同条第2号中「ひとり暮らし」を「単身世帯」に改め、「いう。）」の次に「又はこれに準ずる世帯（日中独居世帯を含む。）に属する者として市長が認めたもの（以下「第2号該当者」という。）」を加え、同条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める事業を行うものとする。

(1) 第1号該当者 前条各号に掲げる事業

(2) 第2号該当者 前条第1号に掲げる事業

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 緊急通報システム事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 急病、事故等のため緊急に救助を必要とする場合において、緊急通報装置による通報により、協力員に対して救助活動を要請すること。

(2) 急病、事故等のため緊急に救助を必要とする場合において、緊急通報装置による通報により、必要に応じて救急車等の出動を要請すること。

- (3) 緊急通報装置の通話機能を利用した、利用者からの健康相談等に応じること。
- (4) 電話による定期的な安否確認を行うこと。

第9条を次のように改める。

(事業の委託)

第9条 市長は、利用者及び費用負担額の決定に係る事務を除き、緊急通報システム事業の適切な運営を確保できる者に委託して行わせることができる。

第10条中「速やかに」の次に「その旨を」を加え、同条第1号中「第4条」を「第5条」に、「申請内容」を「規定による申請の内容」に改め、同条第2号中「装置」を「緊急通報システム事業」に改める。

第11条の見出し中「廃止」を「解除」に改め、同条第1項中「装置」を「緊急通報システム事業」に、「廃止」を「解除」に改め、同項第1号中「第3条に規定する対象者」を「第4条第1項各号に掲げる条件」に改め、同項第2号中「第4条」を「第5条」に、「申請内容」を「規定による申請の内容」に改め、同項第3号中「利用者が死亡した」を「前条第2号の規定による届出があった」に改め、同条第2項中「緊急通報装置の利用を廃止」を「緊急通報システム事業の利用を解除」に、「緊急通報装置利用廃止決定通知書（様式第5号）」を「緊急通報システム利用解除通知書（様式第6号）」に、「装置を」を「緊急通報装置を」に改める。

第12条中「緊急通報体制整備事業」を「緊急通報システム事業」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

| 区分     |                                       | 利用料（月額） |
|--------|---------------------------------------|---------|
| 第1号該当者 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び住民税非課税世帯 | 330円    |
|        | 住民税課税世帯                               | 880円    |
| 第2号該当者 |                                       | 0円      |

備考

- 1 協力員に代わって事業の委託を受けた者が安否確認のために駆けつけるサービスを利用しない場合の利用料は、利用料から330円を差し引いて得た額とする。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

緊急通報システム事業利用申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

次のとおり、緊急通報システム事業の利用をしたいので申請します。

|       |            |                           |         |       |  |
|-------|------------|---------------------------|---------|-------|--|
| 利用対象者 | 氏 名        |                           | 生年月日    | 年 月 日 |  |
|       | 住 所        |                           |         |       |  |
|       | 電話番号       | ( ) -                     | 申請者との関係 |       |  |
|       | 障害種別       | 級 障害の内容 ( )               |         |       |  |
|       | 介護認定等      | 事業対象者 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 |         |       |  |
|       | かかりつけの医療機関 | 医療機関名                     |         |       |  |
|       |            | 住 所                       |         |       |  |
| 電話番号  |            | ( ) -                     |         |       |  |
|       | 主治医        | 科                         |         |       |  |

|                         |        |         |          |
|-------------------------|--------|---------|----------|
| 親族の連絡先                  | 1      | 氏名      | (続柄)     |
|                         |        | 住所      |          |
|                         |        | 電話番号    | ( ) -    |
|                         | 2      | 氏名      | (続柄)     |
|                         |        | 住所      |          |
|                         |        | 電話番号    | ( ) -    |
| 住民税課税状況                 | 1 課税世帯 | 2 非課税世帯 | 3 生活保護世帯 |
| 駆けつけサービス<br>※第1号該当者のみ記入 | 1 有    | 2 無     |          |

| 協力員 | 順位 | 氏名 | 対象者との関係 | 住所 | 電話番号 |
|-----|----|----|---------|----|------|
|     | 1  |    |         |    |      |
|     | 2  |    |         |    |      |
|     | 3  |    |         |    |      |

様式第2号(第5条関係)

利用誓約書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話番号

私は、緊急通報システム事業を利用するに当たり、下記の事項を遵守します。

記

- 1 私は、協力員のいかなる理由又は各種電話機能の作動により、適切な対応が受けられなかったとしても、協力員及び関係機関(者)には、一切の責任を問いません。
- 2 私が、緊急通報を発したときに、何らかの事情により装置が作動しなかった場合に起こり得る事態に対して、大和高田市及びメーカーに対して賠償責任を問いません。
- 3 私が、緊急通報を発し、その後の確認連絡に応答しないときは、協力員及び関係機関(者)が私の居住内に立ち入ることを認めます。
- 4 私からの緊急通報に伴う救助活動により、私の住宅の一部に破損が生じても、協力員及び関係機関(者)に対して賠償責任を問いません。
- 5 私は、緊急通報装置を適切な管理及び点検の下に使用し、これを他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等、他の目的には使用しません。
- 6 私は、自己の故意又は過失により緊急通報装置が破損し、又は紛失したときは、直ちに大和高田市に申し出るとともに、自己の責任において修理し、又は弁償します。
- 7 私は、次の各号に要する費用を全額自己負担します。
  - (1) レンタル品損失等に要する費用
  - (2) 市内転居の場合の緊急通報装置の移設費
  - (3) 緊急装置の使用に係る回線使用料及びダイヤル通話料
  - (4) その他個人的な理由によって生じた点検等の費用など
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、私又は私の親族等が速やかに大和高田市に届け出ます。
  - (1) 申請書の内容に変更があったとき。
  - (2) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。
  - (3) 私が長期入院、施設入所等により長期間不在となるとき。
- 9 私が緊急通報装置の利用の辞退を申し出た場合のほか、私が次の各号のいずれかに該当する

ときは、緊急通報装置を回収されても構いません。

(1) 対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 緊急通報装置をみだりに使用することにより、大和高田市、協力員及び関係機関(者)に著しい負担を掛けたとき。

(4) この誓約書に違反したとき。

10 大和高田市の担当職員が、緊急通報システム事業を実施する目的で住民税の課税台帳の閲覧を行うことを承諾します。

11 第4条第1項第1号の利用者に該当する場合であって、利用料が発生するときは、期限内に支払います。

12 緊急通報システム事業の実施に必要な個人情報の取扱いに関して、関係機関(者)へ情報提供することを承諾します。

13 その他、大和高田市緊急通報システム事業実施規則(平成14年規則第63号)の規定に従います。

様式第3号(第5条関係)

協力員承諾書

私は、  
が利用を希望する大和高田市緊急通報システム事業の協力員として、緊急通報システム事業が利用されている期間、緊急通報システムを通じた連絡があれば立会い等の協力をすることを承諾します。また、個人情報の取り扱いに関して、消防本部及び大和高田市緊急通報システム事業委託事業者へ情報提供することを承諾します。

年 月 日

住 所  
氏 名  
(自署又は記名押印)  
電話番号

印

様式第4号(第6条関係)

緊急通報システム事業利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった緊急通報システム事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 対 象 者 | 住 所 |  |
|       | 氏 名 |  |

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 利 用 条 件   | 利用誓約書の規定を遵守すること。 |
| 設 置 予 定 日 | 年 月 日 ( )        |
| 自 己 負 担 額 |                  |

|             | 順位 | 氏 名 | 対象者との関係 | 住 所 | 電話番号 |
|-------------|----|-----|---------|-----|------|
| 協<br>力<br>員 | 1  |     |         |     |      |
|             | 2  |     |         |     |      |
|             | 3  |     |         |     |      |

様式第5号(第5条関係)

緊急通報システム事業利用却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった緊急通報システム事業の利用について、審査した結果、次のとおり却下することに決定したので通知します。

却下理由

様式第6号(第11条関係)

緊急通報システム事業利用解除通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付け第 号で決定した緊急通報システム事業の利用を、次のとおり解除するので通知します。

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 対象者     | 住所    |  |
|         | 氏名    |  |
| 利用解除年月日 | 年 月 日 |  |
| 利用解除理由  |       |  |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第5条の規定による決定を受けている利用者(改正前の第3条第1号の対象者に限る。)は、この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間は、改正後の規定にかかわらず、引き続き改正前の緊急通報体制整備事業を利用することができる。

規則第7号

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則(平成27年規則第2号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市町村が定める額」を「利用者負担額」に、「法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、別表第1及び別表第2」を「次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 零

(2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表に定める額  
第3条及び第4条中「市町村が定める額」を「利用者負担額」に改める。  
別表第1を次のように改める。

別表(第2条関係)

| 各月初日の小学校就学前子ども<br>の属する世帯の階層区分 |                                     | 利用者負担額(月額)           |   |              |             |              |             |              |             |   |   |
|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------|---|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|---|---|
|                               |                                     | 0歳児                  |   | 1歳児・2歳児      |             | 3歳児          |             | 4歳児以上        |             |   |   |
| 階層区分                          | 定義                                  | 保育標準<br>時間認定         | 保育短時<br>間認定   | 保育標準<br>時間認定 | 保育短時<br>間認定 | 保育標準<br>時間認定 | 保育短時<br>間認定 | 保育標準<br>時間認定 | 保育短時<br>間認定 |   |   |
|                               |                                     | 1                    | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | 円            | 円           | 円            | 円           | 円            | 円           | 円 | 円 |
| 2                             | 市町村民税均等割非課税世帯                       | 0                    | 0   | 0            | 0           | 0            | 0           | 0            | 0           |   |   |
| 3-A                           | 第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 | 48,600円未満            | ひとり親世帯等   | 7,650        | 7,500       | 7,650        | 7,500       | 0            | 0           | 0 | 0 |
| 3-B                           |                                     | 48,600円以上77,101円未満   | ひとり親世帯等以外の世帯  | 15,600       | 15,300      | 15,600       | 15,300      | 0            | 0           | 0 | 0 |
| 4-A                           |                                     | 77,101円以上97,000円未満   | ひとり親世帯等   | 9,000        | 8,800       | 9,000        | 8,800       | 0            | 0           | 0 | 0 |
| 4-B                           |                                     | 97,000円以上169,000円未満  | ひとり親世帯等以外の世帯  | 24,000       | 23,500      | 24,000       | 23,500      | 0            | 0           | 0 | 0 |
| 4-C                           |                                     | 169,000円以上301,000円未満 | ひとり親世帯等   | 24,000       | 23,500      | 24,000       | 23,500      | 0            | 0           | 0 | 0 |
| 5                             |                                     | 301,000円以上397,000円未満 | ひとり親世帯等以外の世帯  | 37,300       | 36,700      | 37,300       | 36,700      | 0            | 0           | 0 | 0 |
| 6                             |                                     | 397,000円以上           | ひとり親世帯等   | 51,200       | 50,300      | 51,200       | 50,300      | 0            | 0           | 0 | 0 |
| 7                             |                                     | ひとり親世帯等以外の世帯         | 59,200  | 58,200       | 59,200      | 58,200       | 0           | 0            | 0           | 0 |   |

|   |  |         |        |        |        |        |   |   |   |   |
|---|--|---------|--------|--------|--------|--------|---|---|---|---|
|   |  | 円未満     |        |        |        |        |   |   |   |   |
| 8 |  | 397,000 | 66,500 | 65,400 | 60,900 | 59,900 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|   |  | 円以上     | 0      | 0      | 0      | 0      |   |   |   |   |

備考

- 1 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとする。
- 2 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額の計算については、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者からの申請により、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。
- 4 この表において、4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税の額を基に決定するものとする。
- 5 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 6 この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 7 この表において「保育短時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 8 この表において「ひとり親世帯等」とは、（1）から（7）までのいずれかに該当する世帯をいう。
  - （1） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯
  - （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - （3） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手

帳の交付を受けている者の属する世帯

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

9 教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が養育里親等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)である場合における当該養育里親等に係る利用者負担額は、第2階層区分の利用者負担額(月額)の欄に掲げる額とする。

10 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び(1)又は(2)に該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者(以下この備考10において「第1子」という。)が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者(以下この備考10において「第2子」という。)が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については零とする。

(1) この表における第4-C階層から第8階層までの世帯にあつては、次のいずれかに該当する子ども

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
- イ 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- ウ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- エ 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

(2) この表における第3-B階層及び第4-B階層の世帯のうち市町村民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯にあつては、次のいずれかに該当する子ども等

- ア 保護者に監護される者
- イ 保護者に監護されていた者
- ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。)

11 この表における第3-A階層及び第4-A階層の生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び(1)から(3)までのいずれかに該当する子ども等がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者(以下この備考11において「第1子」という。)が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子ども(第1子以外の者をいう。)については零とする。

- (1) 保護者に監護される者
- (2) 保護者に監護されていた者
- (3) 保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。)

12 小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の証明をすることができない場合は、当該世帯については第8階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

別表第2を削る。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、令和元年10月以後の利用者負担額について適用し、同月以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

（大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正）

第2条 大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則（平成17年1月7日規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

**規則第12号**

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| 附属設備等の名称  | 単位   | 1回当たりの使用料（単位：円） |
|-----------|------|-----------------|
| 液晶プロジェクター | 1セット | 1,000           |
| ピアノ       | 1台   | 3,000           |
| マイク設備     | 1本   | 500             |
| 演台        | 1台   | 100             |

」を

「

| 附属設備等の名称  | 単位   | 1回当たりの使用料（単位：円） |
|-----------|------|-----------------|
| 液晶プロジェクター | 1セット | 1,010           |
| ピアノ       | 1台   | 3,050           |
| マイク設備     | 1本   | 500             |
| 再生機器      | 1台   | 1,010           |
| 演台        | 1台   | 100             |

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）について適用し、施行日前に領収する使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料については、なお従前の例による。

**訓 令****訓令第5号**

大和高田市立病院放射線障害予防規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年8月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院放射線障害予防規程の全部を改正する訓令  
大和高田市立病院放射線障害予防規程(平成27年訓令第8号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第21条に基づき、大和高田市立病院(以下「病院」という。)における放射線発生装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置その他放射線を発生する設備及び機器等をいう。以下同じ。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この訓令は、放射線発生装置を設置している病院施設に立ち入る全ての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射線施設 放射線発生装置の使用施設及び保管廃棄設備をいう。
- (2) 放射化物 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。

(安全管理体制)

第4条 病院における放射線障害の発生の防止に関する体制は、別表のとおりとする。

2 病院長は、放射線障害の防止について総括する。

(放射線安全委員会)

第5条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、放射線安全委員会を置く。

2 放射線安全委員会の権限、職務、運営その他必要な事項については、放射線安全委員会規程に定める。

(放射線取扱主任者)

第6条 病院長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、法第35条第1項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師の中から放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を選任しなければならない。

2 主任者は、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) この訓令の制定改廃
- (2) 放射線障害防止上重要な計画の策定
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査
- (6) 病院長に対する意見の具申
- (7) 放射線発生装置及び放射線施設の使用及び管理に関する監査
- (8) 放射線管理責任者等への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) 教育及び訓練の計画等に関する施策

(11) 危険時の措置等に関する対策

(12) その他放射線障害防止について必要な事項

3 病院長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合においてその期間中その職務を代理させるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

4 病院長は、前項の規定により代理者を選任したときは、原子力規制委員会にその旨を届け出なければならない。

5 主任者の権限、職務その他必要な事項については、放射線取扱主任者規程に定める。

（放射線管理責任者）

第7条 放射線管理責任者は、病院長が選任する。

2 放射線管理責任者は、病院長の指揮監督の下、次に掲げる事項を掌理する。

(1) 放射線発生装置及び放射線施設の使用及び管理並びにそれらの記録に関すること。

(2) 施設、設備等の巡視点検及び自主検査に関すること。

(3) 設備、機器等の修理又は改造に関する実施計画の策定に関すること。

(4) 放射化物の管理及び記録に関すること。

(5) 主任者が指定する場所の放射線量の測定及び記録に関すること。

(6) 放射線業務従事者の個人被ばく線量の測定及び記録に関すること。

(7) 管理区域内の申請事項に係る施設の保持に関すること。

(8) 教育及び訓練の実施に関すること。

(9) 管理区域への人の出入りの管理に関すること。

3 放射線管理責任者の権限、職務その他必要な事項については、施設の管理に関する規程に定める。

（放射線業務従事者）

第8条 主任者は、放射線発生装置の使用及び管理業務に従事する者として、放射線管理責任者の申請に基づき、病院長の同意を得た上で、放射線業務従事者を登録する。

2 放射線業務従事者の職務、遵守すべき事項その他必要な事項については、施設の管理に関する規程によるものとする。

（放射線施設の管理区域）

第9条 病院長は、放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

（放射線施設の管理）

第10条 放射線施設の巡視点検、修理又は改造、自主検査、火災等の自然災害又は事故発生時の措置その他の管理に必要な事項については、施設の管理に関する規程に定める。

（放射化物の管理）

第11条 放射化物の保管、廃棄その他の管理に関することについては、放射化物の管理に関する規程に定める。

（放射線量及び個人被ばく線量の測定）

第12条 放射線管理責任者は、放射線量及び個人被ばく線量の測定に関する規程により、放射線障害のおそれのある場所について放射線量の測定を行うとともに、放射線業務従事者に対して個人被ばく線量の測定を行うものとする。

（教育及び訓練）

第13条 放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練については、放射線発生装置の安全取り扱いに関する教育訓練規程に定める。

（健康診断）

第14条 病院長は、放射線業務従事者に対して次に掲げるところにより、健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後には、1年を超えない期間ごと。

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及び被ばくの状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、次のアからウまでの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

2 前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合には、遅滞なくその者につき健康診断を実施しなければならない。

3 病院長は、次に掲げる項目について健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、病院長が永年保存するとともに、実施の都度対象者に対してその写しを交付しなければならない。ただし、健康診断の結果の記録は、受診者が事業所の放射線業務従事者でなくなった場合又は当該記録を5年以上保管した場合であつてこれを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡したときは、破棄することができる。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

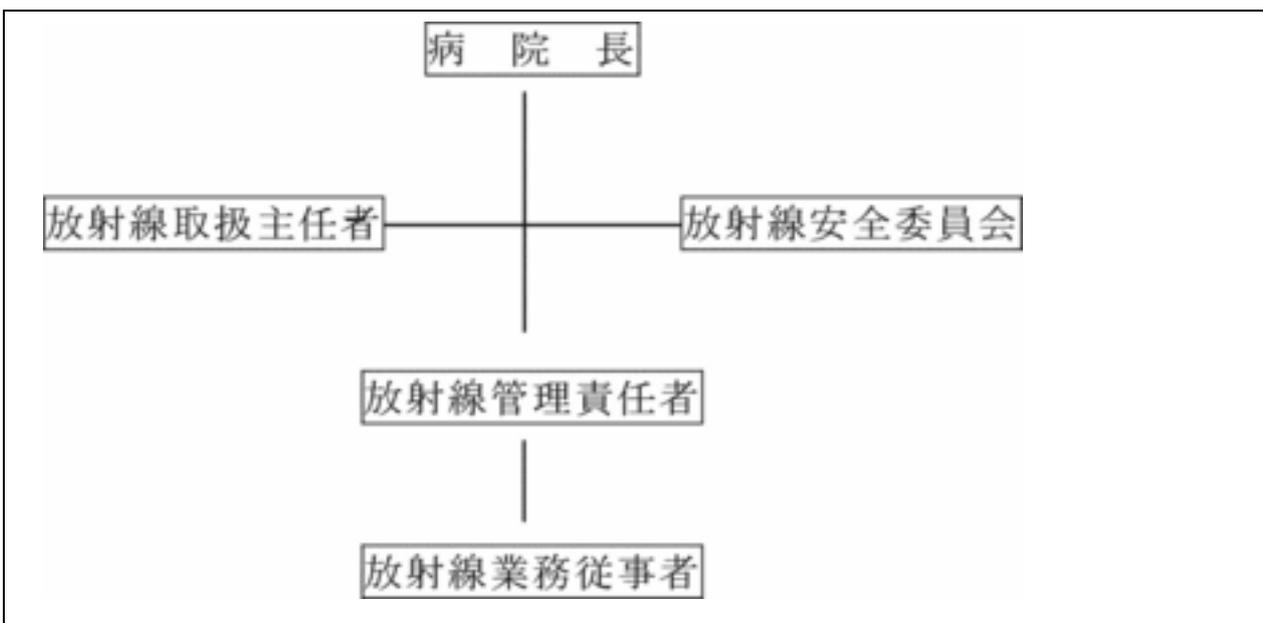
2 この訓令の改廃は、放射線安全委員会の協議を経なければならない。

3 この訓令を改廃したときは、30日以内に原子力規制委員会に届け出るものとする。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。ただし、この訓令の施行の日から令和元年8月31日までの間におけるこの訓令による改正後の第1条の規定の適用については、この規定中「放射性同位元素等の規制に関する法律」とあるのは、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」とする。

別表（第4条関係）



**訓令第6号**

大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程を次のように定める。

令和元年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程

(目的)

第1条 この訓令は、市が設置する防犯等カメラシステムの適正な設置、管理及び運用に資するため、当該防犯等カメラシステムを設置する者の遵守すべき事項を定め、もって当該防犯等カメラシステムの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「防犯等カメラシステム」とは、次の各号のいずれかの目的を達成するために常設する防犯又は監視を目的としたカメラ（以下「防犯等カメラ」という。）、撮影した画像を録画する装置及び撮影した画像を表示する装置等で構成されるものをいう。

- (1) 市が管理する施設（交通安全施設を含む。以下同じ。）の稼動状況の確認
- (2) 市が管理する施設の利用を妨げるおそれのある行為又は当該施設における事故の発生を抑止又は発生時の事実関係の確認

2 この訓令において「映像」とは、防犯等カメラシステムによって撮影し、及び記録した画像をいう。

(基本原則)

第3条 市は、防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用に当たっては、市民等がみだりにその容貌、姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用に関し適切な措置を講ずるものとする。

(管理運用責任者及び映像取扱者)

第4条 防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用を適正に行うため、防犯等カメラシステムの撮影対象区域ごとに、管理運用責任者及び映像取扱者を置く。

- 2 管理運用責任者は、防犯等カメラシステムを管理する課（以下「所管課」という。）の長をもって充てる。
- 3 映像取扱者は、所管課の職員のうちから管理運用責任者があらかじめ指名する。
- 4 映像取扱者は、管理運用責任者の指示に基づく場合を除き、映像を閲覧し、複製し、又は消去してはならない。

5 管理運用責任者及び映像取扱者は、映像から知り得た情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会への諮問及び届出)

第5条 防犯等カメラシステムを設置しようとする課の長(設置する課と設置後において管理する課が異なるときは、管理する課の長をいう。以下同じ。)は、当該防犯等カメラシステムを設置することについて、大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号。以下「条例」という。)第7条第3項第8号の規定により、大和高田市個人情報保護運営審議会の承認を得なければならない。

2 防犯等カメラシステムを設置しようとする課の長は、あらかじめ次に掲げる事項を防犯等カメラシステム設置届(様式第1号)により、法務情報課長に届け出なければならない。

- (1) 設置目的
- (2) 管理運用責任者及び映像取扱者の職氏名
- (3) 撮影対象区域
- (4) 機器構成
- (5) 防犯等カメラの設置場所及び設置に係る表示方法
- (6) 映像の保管、消去その他セキュリティ対策に関すること。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容を変更するとき又は防犯等カメラシステムを撤去したときは、その旨を法務情報課長に書面により届け出なければならない。

(防犯等カメラシステムの設置)

第6条 管理運用責任者は、防犯等カメラシステムの設置目的を達成するために効果的かつ最小限の撮影範囲となる場所に防犯等カメラを設置するとともに、映像の漏えい、滅失、き損又は改ざんを防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 管理運用責任者は、防犯等カメラの設置場所に、標識等により防犯等カメラが作動している旨及び管理者が市である旨を表示しなければならない。

(映像の利用及び提供)

第7条 映像は、第5条の規定により届け出た設置目的の範囲内で利用し、又は提供するものとする。ただし、条例第8条第1項ただし書の規定により利用するとき及び同条例第9条第1項ただし書の規定により提供するときは、この限りでない。

2 映像取扱者は、映像を利用し、又は提供したときは、防犯等カメラシステム映像記録簿(様式第2号)にその旨を記載し、管理運用責任者に報告しなければならない。

3 市長は、毎年1回、各管理運用責任者における映像の利用及び提供の状況を取りまとめ、条例第36条に規定する大和高田市個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

(外部提供)

第8条 管理運用責任者は、条例第9条第1項ただし書の規定により映像を提供するときは、提供を受ける者に対して、次に掲げる事項を規定した同意書(様式第3号)の提出を求めなければならない。

- (1) 映像を適正に管理すること。
- (2) 映像の提供目的以外の利用及び第三者への提供を行わないこと。
- (3) 映像を複製する場合にあっては、複製した日時、回数及び複製物の保存先を報告すること。
- (4) 映像の提供目的を達成したときは、適切な処理方法により速やかに映像を廃棄するとともに、廃棄した旨を報告すること。

2 前項の場合において、当該映像に提供目的を達成するために必要でない個人情報が記録されているときは、管理運用責任者は、当該映像について個人が特定されないために必要な措置を講じなければならない。ただし、技術的な制約等により同項の措置を講ずることが困難な場合であって、当該提供に相当の理由があり、かつ、当該提供によって本人又は本人以外の者の権利利益を不当に侵

害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(映像の保管期間)

第9条 映像の保管期間は、14日間を基準として、防犯等カメラシステムの設置目的及び設置場所を考慮して管理運用責任者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運用責任者は、前条の規定により映像を提供したときは、当該提供した映像(前条第2項の規定により個人が特定されないための措置を講じたときは、当該措置を講じる前の映像)を電磁的記録媒体に複製し、当該期間を延長して保管するものとする。この場合において、管理運用責任者は、施錠できる場所で当該電磁的記録媒体を保管しなければならない。

(映像の消去)

第10条 映像の消去は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条第1項の保管期間を満了した場合 新たな映像の上書き又は初期化

(2) 前条第2項の規定により保管期間を延長した場合 複製した映像を記録している電磁的記録媒体の物理的破壊

(指定管理者等への措置)

第11条 管理運用責任者は、市の施設における防犯等カメラシステムの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を市の施設に係る指定管理者又は管理業務受託者に行わせるときは、この訓令の趣旨を理解させるとともに、協定、委託契約等により個人情報保護に関する措置を講じさせなければならない。この場合において、管理運用責任者が必要と認めるときは、市の施設を実地に調査し、又は防犯等カメラシステムの管理及び運用の状況について指定管理者又は管理業務受託者に報告を求め、若しくは必要な指示を行うものとする。

(苦情の処理)

第12条 管理運用責任者は、防犯等カメラシステムに関する苦情があったときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に防犯等カメラシステムを管理している課の長は、この訓令の施行の日から起算して1月以内に第5条第2項の届出をしなければならない。

3 第4条及び第6条から第12条までの規定は、前項の規定により届出のあった防犯等カメラシステムについて適用する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

防犯等カメラシステム設置届

法務情報課長 殿

届出者

|               |              |  |
|---------------|--------------|--|
| 設置目的          |              |  |
| 管理運用責任者の職氏名   |              |  |
| 映像取扱者の職氏名     |              |  |
| 撮影対象区域        |              |  |
| 機器構成          |              | 防犯等カメラ： 台<br>画像を録画する装置： 台<br>画像を表示する装置： 台<br>その他：( ) |
| 防犯等カメラ設置の表示方法 |              |  |
| セキュリティ対策      | 保管期間         |  |
|               | 電磁的記録媒体の保管場所 |  |
|               | その他の措置       |  |

※ 防犯等カメラの設置場所及び撮影方向並びに防犯等カメラを設置している旨の表示場所を記載した図面を添付すること。

様式第2号(第7条関係)

防犯等カメラシステム映像記録簿

|                                   |      |                               |                 |  |       |
|-----------------------------------|------|-------------------------------|-----------------|--|-------|
| 利用する日時                            |      | 年 月 日 ( )                     |                 |  |       |
| 利用する理由及び区分                        |      | 理由<br>区分 設置目的の(範囲内の利用・範囲外の利用) |                 |  |       |
| 防犯等カメラの位置<br>※複数の場合は、カメラ番号を付記すること |      |                               |                 |  |       |
| 利用又は提供する映像                        | 記録日時 | ①                             | 年 月 日 ( ) 時 分から |  | カメラ番号 |
|                                   |      |                               | 年 月 日 ( ) 時 分まで |  |       |

|            |        |                                   |                                    |       |
|------------|--------|-----------------------------------|------------------------------------|-------|
|            |        | ②                                 | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで | カメラ番号 |
|            |        | ③                                 | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで | カメラ番号 |
|            |        | ④                                 | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで | カメラ番号 |
|            | 特記事項   |                                   |                                    |       |
| 提供する理由及び区分 |        | 理由<br><br>区分 設置目的の(範囲内の提供・範囲外の提供) |                                    |       |
| 提供先        | 機関・所属名 |                                   |                                    |       |
|            | 職・氏名   |                                   |                                    |       |
|            | 連絡先    |                                   |                                    |       |
| 記入者(映像取扱者) |        |                                   |                                    |       |

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地  
名称  
代表者又は責任者の氏名  
電話番号

同意書

防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程第8条第1項の規定による提供を受けるに当たり、下記の事項を遵守します。

記

- 1 映像を適正に管理すること。
- 2 映像の提供目的外の利用及び第三者への提供を行わないこと。
- 3 映像を複製する場合にあっては、複製した日時、回数及び複製物の保存先を報告すること。
- 4 映像の提供目的を達成したときは、適切な処理方法により速やかに映像を廃棄するとともに、廃棄した旨を報告すること。

告 示

告示第47号

大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年7月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市プレミアム付商品券事業実施要綱(令和元年告示第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

(大和高田市使用欄)

購入引換場所

国補助分

### 大和高田市プレミアム付商品券購入引換券

再発行不可  
複写禁止

大和高田市長 印

購入者氏名

購入者住所

購入単位 4000円 (商品券使用可能額 5000円)

購入回数 5回 ※一度の購入で複数回分購入可能

#### (購入時の注意事項)

この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。  
身分証明書(免許証、健康保険証、社員証、学生証等)、郵便物など商品券購入窓口来訪者の氏名・住所を確認できるものをお持ちください。

また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券により商品券を購入することができます。その際には商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人・使者等が商品券を購入することもできます。この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただきます。

商品券購入の際は、お釣りの出ないようご準備ください。

#### (市域外転出者の方へ)

本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます(例えば、転出前に確認印が2つ押されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。この場合、転入先では購入単位3つ分、商品券が購入可能です。)。また、交換時の注意事項は上の「購入時の注意事項」と同様です。

#### 【購入確認欄】

市の定める方法以外の方法による購入確認欄の訂正は無効です。

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

※ 購入引換券交付後、購入対象者要件に該当しないことが明らかとなった場合には、本購入引換券を返還いただけます。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

**告示第58号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

| 移動年月日     | 近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺 |         | 近鉄高田市駅周辺 |         | 近鉄松塚駅周辺 |         | 近鉄浮孔駅周辺 |         | 近鉄築山駅周辺 |         |
|-----------|-----------------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 自転車             | 原動機付自転車 | 自転車      | 原動機付自転車 | 自転車     | 原動機付自転車 | 自転車     | 原動機付自転車 | 自転車     | 原動機付自転車 |
| 令和元年8月1日  |                 |         |          |         | 3       |         |         |         |         |         |
| 令和元年8月2日  |                 |         |          |         | 1       |         |         |         |         |         |
| 令和元年8月5日  | 1               |         |          |         |         |         |         |         |         |         |
| 令和元年8月9日  | 1               |         |          |         |         |         |         |         |         |         |
| 令和元年8月20日 | 2               |         |          |         |         |         |         |         |         |         |
| 令和元年8月23日 |                 |         |          |         |         |         | 1       |         |         |         |
| 令和元年8月28日 | 1               |         |          |         |         |         |         |         |         |         |

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

| 移動年月日     | 場所の区分 | 地区       | 自転車 | 原動機付自転車 |
|-----------|-------|----------|-----|---------|
| 令和元年8月28日 | 道路    | 大和高田幸町地内 | 1   |         |

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第59号**

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日

令和元年8月23日

- 2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第60号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

令和元年9月6日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和元年9月3日

2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済み)

**告示第61号**

令和元年度市民税・県民税変更通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和元年8月23日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第62号**

大和高田市軽自動車税の環境性能割の減免対象に関する告示を次のように定める。

令和元年9月11日

大和高田市長 堀内 大造

## 大和高田市軽自動車税の環境性能割の減免対象に関する告示

大和高田市賦課徴収条例(昭和26年大和高田市条例第11号)附則第15条の4の規定に基づき、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車は、奈良県税条例(昭和25年9月奈良県条例第34号)第56条の13に規定する自動車に相当する3輪以上の軽自動車とする。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

## 告示第63号

大和高田市農業次世代人材投資事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月11日

大和高田市長 堀内 大造

## 大和高田市農業次世代人材投資事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市農業次世代人材投資事業実施要綱(平成27年告示第105号)の一部を次のように改正する。

第1条中「経営の不安定な就農初期段階の青年就農者の所得確保及び経営安定化を図るため」を「次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営確立及び経営発展に資するため」に改める。

第4条第2項中「その内容が適当であると認めるときは、農業次世代人材投資資金」を「その内容を審査し、承認の適否について農業次世代人材投資資金」に改める。

第7条第3項を削る。

第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「前条の中間評価で実施要綱に定める」を「前条の規定による中間評価において」に改め、同条第3項中「その内容が適当と認めるときは」を「その内容を審査し、交付適格者のさらなる経営発展につながる取組であると認めるときは、これを承認し」に、「農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)交付決定及び額の確定通知」を「農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)交付決定通知」に改め、同条第7項中「実施要綱に定める経営発展支援金実績報告書を市長に提出するものとする」を「次に掲げる書類を市長に提出して支援金の実績報告を行わなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 実施要綱に定める経営発展支援金実績報告書

(2) その他市長が必要と認める書類

第11条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 支援金の交付額は、第3項の規定により承認された額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付適格者が交付3年目に資金の交付を受けた場合における交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

第11条に次の2項を加え、同条を第12条とする。

9 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、これを承認し、交付すべき支援金の額を確定し、農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)確定通知書(様式第6号)により、支援金の交付を受けた者に通知するとともに、精算を行う。

10 市長は、前条の規定により支援金の額の確定をした場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、支援金の交付を受けた者に対し、農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)返還命令書(精算)(様式第7号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の中間評価は、就農状況報告、決算書等の関係書類及び現地確認の状況等を参考にしながら、

別に定める評価項目及び評価基準に照らし、原則として面接により行うものとする。

第10条に次の3項を加え、同条を第11条とする。

- 3 評価区分は、A評価(良好)、B評価(やや不良)及びC評価(不良)の3段階とし、評価会の評価結果を受け、市長が決定する。
- 4 中間評価結果の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
  - (1) A評価(良好) 引き続き資金の交付を継続する。
  - (2) B評価(やや不良) サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間の重点指導を行った上で、再度、中間評価に準じた評価を行うものとする。
  - (3) C評価(不良) 資金の交付を中止する。
- 5 中間評価に準じた評価の取扱いについては、第2項から前項の規定を準用する。ただし、中間評価に準じた評価の結果、A評価(良好)を受けた交付適格者については、経営発展支援金の交付は受けられないものとし、B評価(やや不良)を受けた交付適格者については、再度の中間評価に準じた評価は行わないものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(サポート体制の整備)

第10条 市長は、交付適格者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、奈良県中部農林振興事務所、奈良県農業協同組合、農業委員会等の関係機関に所属する者で構成するサポート体制を構築するとともに、交付適格者ごとに、当該各課題に対応した専属の担当者を選任し、サポートチーム(以下「サポートチーム」という。)を編成することにより、当該各課題の相談先を明確にするものとする。

- 2 サポートチームは、原則として10月及び4月の年2回、交付適格者を訪問し、経営状況の把握及び課題の相談に対応し、実施要綱に規定するサポートチーム活動記録を取りまとめるものとする。様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号(第12条関係)

大和高田指令( )第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、年 月 日までに農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)請求書(様式第5号)を提出してください。

記

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 交付申請額 | 金 | 円 |
| 交付決定額 | 金 | 円 |

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)請求書

大和高田市長 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり支援金を交付されたく請求します。

記

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 交付請求額 | 金 | 円 |
| 交付決定額 | 金 | 円 |

ただし、年 月 日付け 第 号で決定の通知があった農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第6号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)について、額を確定したので下記のとおり通知します。

記

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 交付確定額 | 金 | 円 |
|-------|---|---|

様式第7号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

農業次世代人材投資事業(経営発展支援金)返還命令書(精算)

年 月 日付け大和高田指令( )第 号により交付決定しました大和高田市農業次世代人材投資事業(経営発展支援金)について、下記のとおり返還を命じます

記

- 1 返還金額 金 円
- 既交付金額 金 円
- 交付確定金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の大和高田市農業次世代人材投資事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により資金の交付を受けている者は、この告示による改正後の大和高田市農業次世代人材投資事業実施要綱(以下「新要綱」という。)に基づき資金の交付を受けた者とみなす。
- 3 改正後の第11条及び第12条の規定は、この告示の施行の日以後に新要綱に基づき交付承認を受けた者について適用し、同日前に旧要綱に基づき交付承認を受けた者についてはなお従前の例による。

告示第64号

令和元年度国民健康保険税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月13日

大和高田市長 堀内 大造

- 1. この納入通知書の発送年月日  
令和元年7月8日
- 2. 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第65号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日  
令和元年9月2日 省略(市役所前掲示場掲示済み)  
令和元年8月30日 省略(市役所前掲示場掲示済み)
- 2 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第66号

令和元年度固定資産税第2期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日  
令和元年度固定資産税第2期 令和元年8月23日
- 2 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第67号

令和元年度軽自動車税全期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日  
令和元年度軽自動車税全期 令和元年6月28日
- 2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第68号

令和元年度市県民税第1期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度 市県民税第1期 令和元年7月25日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第69号

令和元年度国民健康保険税第1期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度国民健康保険税第1期 令和元年8月22日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第70号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和元年9月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和元年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年6月1日から令和元年6月31日までの間

**告示第71号**

令和元年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和元年9月19日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 令和元年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)
- 3 令和元年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 令和元年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 令和元年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,703,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款              | 項      | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------------|--------|-----------|---------|-----------|
| 10. 繰越金        |        | 8,868     | 210,000 | 218,868   |
|                | 1. 繰越金 | 8,868     | 210,000 | 218,868   |
| 補正されなかった科目に係る額 |        | 7,484,932 | 0       | 7,484,932 |
| 歳入合計           |        | 7,493,800 | 210,000 | 7,703,800 |

(歳出)

(単位:千円)

| 款              | 項        | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------------|----------|-----------|---------|-----------|
| 9. 基金積立金       |          | 120       | 210,000 | 210,120   |
|                | 1. 基金積立金 | 120       | 210,000 | 210,120   |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 7,493,680 | 0       | 7,493,680 |
| 歳出合計           |          | 7,493,800 | 210,000 | 7,703,800 |

令和元年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

令和元年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款              | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------------|----------|---------|-------|---------|
| 4. 繰入金         |          | 10,240  | 4,360 | 14,600  |
|                | 1. 基金繰入金 | 9,990   | 4,360 | 14,350  |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 117,760 | 0     | 117,760 |
| 歳入合計           |          | 128,000 | 4,360 | 132,360 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款              | 項        | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------------|----------|---------|-------|---------|
| 1. 総務費         |          | 62,416  | 4,360 | 66,776  |
|                | 1. 施設管理費 | 62,177  | 4,360 | 66,537  |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 65,584  | 0     | 65,584  |
| 歳出合計           |          | 128,000 | 4,360 | 132,360 |

令和元年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,827,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款              | 項      | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------------|--------|-----------|---------|-----------|
| 8. 繰越金         |        | 0         | 158,455 | 158,455   |
|                | 1. 繰越金 | 0         | 158,455 | 158,455   |
| 9. 諸収入         |        | 56,186    | 1,237   | 57,423    |
|                | 3. 雑入  | 56,116    | 1,237   | 57,353    |
| 補正されなかった科目に係る額 |        | 6,611,492 | 0       | 6,611,492 |
| 歳入合計           |        | 6,667,678 | 159,692 | 6,827,370 |

「第8款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

| 款              | 項             | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 5. 基金積立金       |               | 34,539    | 111,109 | 145,648   |
|                | 1. 基金積立金      | 34,539    | 111,109 | 145,648   |
| 7. 諸支出金        |               | 2,356     | 48,583  | 50,939    |
|                | 1. 償還金及び還付加算金 | 2,356     | 48,583  | 50,939    |
| 補正されなかった科目に係る額 |               | 6,630,783 | 0       | 6,630,783 |
| 歳出合計           |               | 6,667,678 | 159,692 | 6,827,370 |

令和元年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ858,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
(歳入)

(単位:千円)

| 款              | 項     | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------------|-------|---------|-------|---------|
| 4.繰越金          |       | 0       | 2,732 | 2,732   |
|                | 1.繰越金 | 0       | 2,732 | 2,732   |
| 補正されなかった科目に係る額 |       | 855,300 | 0     | 855,300 |
| 歳入合計           |       | 855,300 | 2,732 | 858,032 |

(歳出)

(単位:千円)

| 款                    | 項                    | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------------------|----------------------|---------|-------|---------|
| 2.後期高齢者医療<br>広域連合負担金 |                      | 806,863 | 2,732 | 809,595 |
|                      | 1.後期高齢者医療<br>広域連合負担金 | 806,863 | 2,732 | 809,595 |
| 補正されなかった科目に係る額       |                      | 48,437  | 0     | 48,437  |
| 歳出合計                 |                      | 855,300 | 2,732 | 858,032 |

令和元年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和元年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成31年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

|               | (既決予定量)   | (補正予定量)  | (計)       |
|---------------|-----------|----------|-----------|
| (4) 主要な建設改良事業 |           |          |           |
| 設備改良費         | 5,474千円   | 2,343千円  | 7,817千円   |
| 固定資産購入費       | 482,906千円 | △3,314千円 | 479,592千円 |

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「452,677千円」を「451,706千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「39,920千円」を「39,888千円」に、当年度分損益勘定留保資金「411,344千円」を「410,405千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科目)      | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 支 出       |             |         |             |
| 第1款 資本的支出 | 1,136,580千円 | △971千円  | 1,135,609千円 |
| 第1項 建設改良費 | 490,320千円   | △971千円  | 489,349千円   |

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

| (追加) | 事 項          | 期 間            | 限度額                              |
|------|--------------|----------------|----------------------------------|
|      | 将来のあり方検討業務委託 | 令和元年度から令和2年度まで | 9,000千円<br>に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内 |

告示第72号

大和高田市公共施設等防犯カメラ設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和元年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公共施設等防犯カメラ設置要綱を廃止する告示

大和高田市公共施設等防犯カメラ設置要綱(平成25年告示第22号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

告示第73号

介護保険法第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により告示します。

令和元年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. 介護保険事業所番号  
2970200776
2. 事業者の名称  
特定非営利法人 生活支援センターもちつもたれつ
3. 事業所の名称及び所在地  
デイサービスまめのき  
大和高田市内本町6番18号
4. サービスの種類  
地域密着型通所介護
5. 廃止年月日  
令和元年9月30日

**告示第74号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和元年9月27日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,876,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款              | 項        | 補正前の額      | 補正額 | 計          |
|----------------|----------|------------|-----|------------|
| 10. 地方交付税      |          | 7,300,000  | 264 | 7,300,264  |
|                | 1. 地方交付税 | 7,300,000  | 264 | 7,300,264  |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 19,576,600 | 0   | 19,576,600 |
| 歳入合計           |          | 26,876,600 | 264 | 26,876,864 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款              | 項        | 補正前の額      | 補正額 | 計          |
|----------------|----------|------------|-----|------------|
| 8. 土木費         |          | 1,877,998  | 264 | 1,878,262  |
|                | 4. 都市計画費 | 1,375,401  | 264 | 1,375,665  |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 24,998,602 | 0   | 24,998,602 |
| 歳出合計           |          | 26,876,600 | 264 | 26,876,864 |

告示第75号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第17条の3の規定により告示する。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者の名称及び所在地

| 名称       | 所在地             |
|----------|-----------------|
| 株式会社さとふる | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 |

2 委託した収納事務

さとふる大和高田応援寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)

3 委託期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

**告示第76号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第13条第2項の規定により告示する。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定代理納付者の名称及び所在地

| 名称                    | 所在地            |
|-----------------------|----------------|
| ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社 | 東京都港区新橋1丁目9番2号 |

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

**告示第80号**

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年9月5日

令和元年9月11日

令和元年9月11日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**公 告**

**公告第60号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月3日

大和高田市長 堀内 大造

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 工事名  | 奥田井堰改修工事              |
| 2 工事場所 | 葛城市 新村 地内             |
| 3 工事期間 | 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで |
| 4 工事内容 | 入札説明書(仕様書)のとおり        |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>5 入札参加資格要件</p>      | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の鋼構造物工事(水門)又は機械器具設置工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成21年4月1日以降において、元請けで官公庁発注のゴム引布製起伏堰上部工の施工実績を有する者であること。</p> <p>(3) 鋼構造物工事又は機械器具設置工事に関する資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>                       |
| <p>6 競争入札参加資格確認の申請</p> | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 5(2)にかかるゴム引布製起伏堰上部工の施工実績を証明できるもの(契約書の写し等)</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和元年9月4日(水)から令和元年9月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所<br/>大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>  |
| 8 入札説明書(仕様書)の閲覧等      | <p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間<br/>令和元年9月4日(水)から令和元年9月18日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所<br/>大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和元年10月3日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限<br/>令和元年10月4日(金)午後5時まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>               |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年10月8日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 11 入札書への記載            | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>  |
| 12 入札保証金              | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>   |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時<br/>令和元年10月9日(水)午前10時</p> <p>(2) 場所</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
|             | 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。   |
| 14 入札の無効    | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札 |
| 15 落札候補者の決定 | 落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。   |
| 16 事後審査     | 落札候補者の優先順位により5(3)に係る確認審査を実施します。<br>(1) 審査日時<br>契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。<br>(2) 場所<br>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室   |
| 17 落札者の決定   | 事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。   |
| 18 契約保証金    | 大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。   |
| 19 最低制限比較価格 | ¥43,340,000-(消費税等抜き)  |
| 20 前金払      | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。  |
| 21 部分払      | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。  |
| 22 その他      | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。  |

公告第61号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月3日

大和高田市長 堀内 大造

|            |   |
|------------|---|
| 1 業務名      | 大和高田市総合ハザードマップ作成業務委託  |
| 2 履行場所     | 大和高田市 全域  |
| 3 履行期間     | 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで   |
| 4 業務内容     | 入札説明書(仕様書)のとおり  |
| 5 入札参加資格要件 | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(河川・砂防及び海岸・海洋部門)に登録している者であること。<br>(2) 平成26年4月1日以降においてハザードマップ作成業務の実績を有し、技術士(建設部門:河川・砂防及び海岸・海洋)又はRCCM(河川・砂防及び海岸・海洋)の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。<br>(3) 技術者(建設部門:河川・砂防及び海岸・海洋)かつ空間情報 |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>総括管理技術者の資格を有する者を照査技術者として配置できる者であること。(※(2)における管理技術者は(3)における照査技術者を兼ねることができない。)</p> <p>(4) 次のいずれかの資格を認証取得している者であること。<br/>                 ア 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)【ISO/IEC27001 (JISQ27001)】<br/>                 イ プライバシーマーク【JISQ15001】</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>  |
| <p>6 競争入札参加資格確認の申請</p> | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。<br/>                 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)<br/>                 ② 5の(2)に掲げる配置予定の管理技術者の平成26年4月1日以降における実績を証明できるもの(テクリス技術者情報の印刷等)<br/>                 ③ 5の(2)に掲げる配置予定の管理技術者の資格者証の写し<br/>                 ④ 5の(3)に掲げる配置予定の照査技術者の資格者証の写し<br/>                 ⑤ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)【ISO/IEC27001 (JISQ27001)】の認定取得を証する書類の写し<br/>                 ⑥ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間<br/>                 令和元年9月4日(水)から令和元年9月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>                 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所<br/>                 大和高田市大中100番地1<br/>                 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | <p>提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>   |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布       | <p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間<br/>令和元年9月4日(水)から令和元年9月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所<br/>大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>                                 |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和元年9月25日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限<br/>令和元年9月26日(木)午後5時まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>               |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年9月30日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 11 入札書への記載            | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>  |
| 12 入札保証金              | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>   |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時<br/>令和元年10月1日(火)午前10時</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>(2) 場所<br/>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>  |
| 14 入札の無効    | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p> |
| 15 落札者の決定   | <p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>  |
| 16 契約保証金    | <p>免除します。</p>  |
| 17 最低制限比較価格 | <p>¥5,250,000-(消費税等抜き)</p>   |
| 18 前金払      | <p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>  |
| 19 その他      | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>  |

公告第62号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月4日

大和高田市長 堀内 大造

|            |   |
|------------|---|
| 1 件名       | <p>令和元年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託</p>   |
| 2 履行期間     | <p>契約締結日から令和2年3月10日(火)まで</p>  |
| 3 業務内容     | <p>入札説明書(仕様書)のとおり</p>   |
| 4 入札参加資格要件 | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供(調査業務)又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の(測量・コンサルタント等)に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 平成26年4月1日以降で、元請けで官公庁発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置</p> |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>   |
| <p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>       | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4(4)の要件を満たすことを証するもの(該当調査業務等に係る契約書等)の写しと4(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和元年9月4日(水)から令和元年9月17日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所<br/>大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> |
| <p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>       | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>提出期限の翌日から3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>   |
| <p>7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p> | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和元年9月25日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限<br/>令和元年9月26日(木)午後5時まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>  |
| <p>8 入札書の提出方法</p>            | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年9月30日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局<br/>留<br/>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>   |
| 9 入札書への記載  | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。   |
| 10 入札保証金   | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。  |
| 11 開札の日時等  | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時<br/>令和元年10月1日(火) 午前10時30分から</p> <p>(2) 場所<br/>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>        |
| 12 入札の無効   | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p> |
| 13 落札者の決定等 | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。  |
| 14 契約保証金   | 免除します。   |
| 15 その他     | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>  |

**公告第63号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月9日

大和高田市長 堀内 大造

**公告第64号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 件名            | 病院情報システム用ノートパソコン購入   |
| 2 履行場所          | 大和高田市立病院   |
| 3 履行期限          | 令和2年1月31日（金）まで   |
| 4 履行内容          | 仕様書のとおり  |
| 5 入札参加資格要件      | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>   |
| 6 競争入札参加資格の申請   | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する契約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和元年9月11日（水）から令和元年9月24日（火）まで。<br/>ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所<br/>〒635-8501<br/>大和高田市礪野北町1番1号<br/>大和高田市立病院 医事課情報システム係</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知 | 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | <p>(1) 郵送日<br/>提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>  |
| 8 入札説明書(仕様書)等の配布      | <p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。<br/>仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。<br/>本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス <a href="http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a>)</p>   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAX又はメールで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和元年9月26日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先<br/>大和高田市立病院 医事課情報システム係<br/>FAX 0745-53-2908<br/>Mail <a href="mailto:iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp">iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a></p> <p>(3) 回答期限<br/>令和元年9月30日(月)午後5時15分まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年10月8日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 市立病院医事課</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>   |
| 11 入札書への記載            | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>   |
| 12 入札保証金              | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>   |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時<br/>令和元年10月9日(水)午後3時</p> <p>(2) 場所<br/>大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>  |

|            |   |
|------------|---|
|            | 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院医事課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。   |
| 14 入札の無効   | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札 |
| 15 落札者の決定等 | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。   |
| 16 契約保証金   | 免除します。  |
| 17 その他     | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。  |

公告第65号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

|               |   |
|---------------|---|
| 1 件名          | 病院情報システム用デスクトップパソコン購入   |
| 2 履行場所        | 大和高田市立病院  |
| 3 履行期限        | 令和2年1月31日(金)まで  |
| 4 履行内容        | 仕様書のとおり   |
| 5 入札参加資格要件    | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器(OA機器、ソフト)又は「役務提供(電算業務)」に登録している者であること。<br>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)<br>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。<br>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 |
| 6 競争入札参加資格の申請 | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出し   |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>ない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する契約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和元年9月11日(水)から令和元年9月24日(火)まで。<br/>ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所<br/>〒635-8501<br/>大和高田市磯野北町1番1号<br/>大和高田市立病院 医事課情報システム係</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>       | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>   |
| <p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>      | <p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス <a href="http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a>)</p>  |
| <p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p> | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAX又はメールで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和元年9月26日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先<br/>大和高田市立病院 医事課情報システム係<br/>FAX 0745-53-2908<br/>Mail <a href="mailto:iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp">iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a></p> <p>(3) 回答期限<br/>令和元年9月30日(月)午後5時15分まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>  |
| <p>10 入札書の提出方法</p>           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年10月8日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 市立病院医事課<br/>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>  |
| 1 1 入札書への記載 | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>  |
| 1 2 入札保証金   | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>  |
| 1 3 開札の日時等  | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。<br/>(1) 日時<br/>令和元年10月9日(水)午後3時30分<br/>(2) 場所<br/>大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室<br/>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院医事課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。</p>     |
| 1 4 入札の無効   | <p>無効の入札については、次のとおりとします。<br/>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br/>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br/>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p> |
| 1 5 落札者の決定等 | <p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>  |
| 1 6 契約保証金   | <p>免除します。</p>   |
| 1 7 その他     | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br/>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br/>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>   |

公告第66号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 1 件 名  | 病院情報システム用プリンタ購入 |
| 2 履行場所 | 大和高田市立病院        |
| 3 履行期限 | 令和2年1月31日(金)まで  |
| 4 履行内容 | 仕様書のとおり         |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>5 入札参加資格要件</p>      | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器(OA機器、ソフト)又は「役務提供(電算業務)」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>   |
| <p>6 競争入札参加資格の申請</p>   | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する契約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和元年9月11日(水)から令和元年9月24日(火)まで。<br/>ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所<br/>〒635-8501<br/>大和高田市磯野北町1番1号<br/>大和高田市立病院 医事課情報システム係</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>  |
| <p>8 入札説明書(仕様書)</p>    | <p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p>  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 等の配布                  | 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本入札への参加を希望される事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス <a href="http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a> )   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAX又はメールで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和元年9月26日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先<br/>大和高田市立病院 医事課情報システム係<br/>FAX 0745-53-2908<br/>Mail <a href="mailto:iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp">iji@ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a></p> <p>(3) 回答期限<br/>令和元年9月30日(月)午後5時15分まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p> |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年10月8日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 市立病院医事課</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>   |
| 11 入札書への記載            | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。  |
| 12 入札保証金              | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。  |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時<br/>令和元年10月9日(水)午後4時</p> <p>(2) 場所<br/>大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院医事課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。</p>  |
| 14 入札の無効              | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>   |

|            |  |
|------------|--|
|            | した入札   |
| 15 落札者の決定等 | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。  |
| 16 契約保証金   | 免除します。   |
| 17 その他     | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。 |

公告第67号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月11日

大和高田市長 堀内 大造

|             |   |
|-------------|---|
| 1 件名        | 大和高田市立病院東館ナースコール設備の購入   |
| 2 納入場所      | 大和高田市立病院  |
| 3 納入期間      | 契約締結日から令和2年3月31日まで  |
| 4 内容        | 入札仕様書のとおり   |
| 5 入札参加資格要件  | 次に掲げる全ての要件を満たしていること。<br>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。<br>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。<br>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。<br>(5) 国内の病床数200床以上の病院でナースコール設備の納入及び設置、ナースコール設備とPHS端末及び電話交換機との連動を過去3年間に2回以上行い、これらをすべて誠実に履行した者であること。<br>※ 病院とは、国が開設する病院若しくは医療法第31条に規定する公的医療機関又はこれらに準ずるものと市が認める病院(独立行政法人等の病院)とする。<br>(6) 奈良県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。<br>(7) 365日24時間体制の不具合対応受付窓口を提供可能であること。<br>(8) 不具合への対応のうち、緊急対応(受付、定期点検、故障対応、保守要員)については、原則同一業者にて対応可能であること。<br>(9) 当該物品を入札仕様書に基づき納入し、確実に履行できる者であること。 |
| 6 入札参加資格の申請 | 本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けてください。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認め   |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>られた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は当院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア. 納入(供給)証明書<br/>物品等を確実に納入できるメーカーの納入(供給)確約書を提出して下さい。</p> <p>イ. 保守体制整備証明書<br/>保守体制が整備されていることを証明する書類として、保守体制整備証明書を提出して下さい。</p> <p>ウ. 国内の病床数200床以上の病院でナースコール設備の納入及び設置、ナースコール設備とPHS端末及び電話交換機との連動を過去3年間に2回以上行い、これらをすべて誠実に履行したことの証明書<br/>履行実績の証明については、実績証明書及び契約書の写しを提出して下さい。</p> <p>エ. 本社、支社、事業所の所在地が分かる会社概要、パンフレット</p> <p>オ. 暴力団排除に関する誓約書(両面印刷) ※当院指定様式有</p> <p>カ. 印鑑証明書(コピー可)</p> <p>キ. 法人は履歴事項全部証明書(コピー可)<br/>個人は身元証明書(コピー可)</p> <p>※ 上記カ. 及びキ. は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間<br/>令和元年9月11日(水)から令和元年9月24日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時00分までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所<br/>大和高田市磯野北町1番1号<br/>大和高田市立病院 管理課<br/>※ 受付窓口にて管理課に連絡したいと、申し出て下さい。</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p> | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>令和元年9月26日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>  |
| <p>8 入札仕様書等の配布</p>     | <p>入札仕様書等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>入札仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。</p>  |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>※ ホームページアドレス <a href="http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp">http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</a></p> <p>(1) 掲載期間<br/>令和元年9月11日(水)から令和元年9月24日(火)まで</p> <p>(2) 問い合わせ先<br/>大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課<br/>TEL: 0745-53-2901 (代)<br/>FAX: 0745-23-9282</p>                       |
| 9 入札仕様書についての質疑応答 | <p>入札仕様書についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間<br/>令和元年9月26日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 大和高田市立病院 管理課<br/>FAX: 0745-23-9282</p> <p>(3) 回答方法及び回答期日<br/>回答は、令和元年9月30日(月)午後5時までとし、FAXにより本入札参加資格を認めた者全てに対し行います。</p>  |
| 10 入札書の提出方法      | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年10月3日(木)<br/>※ 入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46<br/>日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 11 入札書への記載       | 入札書へは契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。   |
| 12 入札保証金         | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。   |
| 13 開札の日時等        | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和元年10月4日(金)午前11時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院(放射線治療棟)3階 会議室</p>  |
| 14 入札の無効         | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>  |
| 15 落札者の決定        | <p>落札者の決定方法</p> <p>有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。</p>  |
| 16 契約保証金         | 免除します。  |
| 17 最低制限価格        | 設定しません。   |
| 18 契約方法          | 入札書へ記載された価格により、物品売買契約を行います。   |
| 19 その他           | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないと</p>  |

きは、開札を中止します。  
(3) 詳細は入札仕様書によります。

公告第68号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和元年9月25日

大和高田市長 堀内 大造

|    |                  |   |                     |  |            |
|----|------------------|---|---------------------|--|------------|
| 1  | 公売財産の内容          | 別紙付表のとおり  |                     |  |            |
| 2  | 公売の方法            | 入札  |                     |  |            |
| 3  | 公売日時             | 令和元年11月12日 午前10時00分から   |                     |  |            |
|    | 入札               | 令和元年11月12日 午前10時40分から午前11時00分まで   |                     |  |            |
|    | 開札               | 令和元年11月12日 午前11時00分   |                     |  |            |
| 4  | 公売場所             | 橿原市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎 1階 会議室  |                     |  |            |
| 5  | 公売保証金及び見積価額      | 別紙付表のとおり  |                     |  |            |
| 6  | 公売保証金納付期限        | 令和元年11月12日 午前10時00分から午後10時30分まで   |                     |  |            |
| 7  | 売却決定             | 日時  | 令和元年11月19日 午前10時00分 | 場所   | 大和高田市収納対策室 |
| 8  | 買受代金納付期限         | 日時  | 令和元年11月19日 午前11時30分 | (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。) |            |
| 9  | 買受人についての資格その他の要件 | 別紙「公売における注意事項」のとおり  |                     |  |            |
| 10 | その他              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。</li> <li>2 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります。</li> <li>3 次順位買受制度の適用があります。</li> <li>4 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</li> <li>5 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>6 その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。</li> <li>7 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html</a>)をご覧ください。</li> </ol> |                     |  |            |

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。

なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 (内線252)

公売公告付表

|              |  |       |           |
|--------------|--|-------|-----------|
| 売却区分<br>番号   | 大和高田市-1  | 見積価額  | 259,000 円 |
|              |  | 公売保証金 | 30,000 円  |
| 公売財産の表示      | (土地の表示)<br>所在 奈良県大和高田市甘田町<br>地番 662番17<br>地目 宅地<br>地積 46.82㎡<br>(一棟の建物の表示)<br>所在 奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15、662番地16、662番地17<br>構造 木造セメント瓦葺平家建<br>床面積 141.66㎡<br>新築 昭和48年1月25日<br>(専有部分の建物の表示)<br>家屋番号 甘田町 662番14の4<br>種類 居宅<br>構造 木造セメント瓦葺平家建<br>床面積 33.79㎡<br>以上登記簿による表示   |       |           |
| 公売財産の概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線 高田市駅から南へ約0.8kmの宅地。</li> <li>・当該物件は、所有者本人から中井ハウジング宅地建物取引業者に無償貸出中であるが、双方とも当該物件の公売には承諾している。</li> <li>・対象物件の家屋は長屋4件の西の端。土地は4筆に分筆されているうちの1つ。</li> <li>・西側に敷地内道路1.4m幅の進入道路有り、家の入口は北側</li> <li>・物件について内部の調査は行っていないが、外観から居住用とするには修繕が必要と考えられる。</li> <li>・当該物件は、公道に接していない。</li> </ul> |       |           |
| 利用状況・法的規制等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域 第一種住居地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> </ul>  |       |           |
| その他<br>公売条件等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・公売物件内の動産類の撤去、カギの受渡し等は、所有者と協議してください。</li> </ul>  |       |           |

(別紙)

| 公売における注意事項    |   |
|---------------|---|
| 入札の方法         | 所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。  |
| 開札の方法         | 入札書は、入札者の立会で開札します。  |
| 公売保証金の納付      | 公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。   |
| 最高価申込者の決定     | 見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。   |
| 次順位買受申込者の決定   | 国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。  |
| 追加入札とくじ       | 最高の同価額入札者2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。   |
| 追加入札と棄権       | 追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。   |
| 再度入札          | 入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。  |
| 入札書についての制限    | 一旦提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。  |
| 買受人の制限        | 公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。   |
| 権利移転の時期       | 買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。   |
| 危険負担移転の時期     | 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。   |
| 権利移転に伴う費用の負担  | 権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。また、後日、不動産取得税(県税)、毎年の固定資産税(市町税)が課税されます。   |
| 売却決定の取消し      | 買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。  |
| 公売保証金の没収      | 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は大和高田市に帰属します。  |
| 権利移転の手続       | 権利移転のための登記等は大和高田市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。   |
| 権利移転のための必要書類等 | 買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。(開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 売却決定通知書</li> <li>2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書</li> <li>3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書</li> <li>4 固定資産評価証明書または同通知書</li> </ol> |

|              |   |
|--------------|---|
|              | 5 郵送料(500円程度)   |
| 公売保証金の返還について | 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼付、消印が必要です(※保証金が5万円未満の場合は不要)。 |

(ご注意)

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあつた場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑(認印可)をご持参ください。※代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印

公告第69号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 入札に付する事項

| 物件番号 | 所在地           | 地目  | 地積(m <sup>2</sup> ) | 用途地域    | 現況  | 最低売却価格(円)  |
|------|---------------|-----|---------------------|---------|-----|------------|
| 1    | 大字大谷 572 番 1  | 宅地  | 2095.73             | 市街化調整区域 | 建物付 | 30,805,000 |
| 2    | 東雲町 965 番 6   | 宅地  | 282.24              | 第一種住居地域 | 更地  | 6,311,000  |
| 3    | 曙町 747 番 4    | 宅地  | 111.67              | 第一種住居地域 | 更地  | 1,979,000  |
| 4    | 曙町 685 番 3    | 雑種地 | 243.72              | 第一種住居地域 | 更地  | 3,724,000  |
| 5    | 曙町 685 番 5    | 宅地  | 272.37              | 第一種住居地域 | 建物付 | 2,221,000  |
| 6    | 曙町 800 番 13   | 宅地  | 158.66              | 第一種住居地域 | 更地  | 2,329,000  |
| 7    | 曙町 809 番 14   | 宅地  | 296.39              | 第一種住居地域 | 更地  | 4,597,000  |
| 8    | 大字市場 547 番 26 | 宅地  | 28.82               | 第一種住居地域 | 更地  | 843,000    |
| 9    | 大字市場 547 番 30 | 宅地  | 28.82               | 第一種住居地域 | 更地  | 843,000    |

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 「物件番号1」及び「物件番号5」については、既存建物がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物等工作物の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者

ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員

カ 大和高田市の市税を滞納している者

#### 4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

##### (1) 申込みに必要な提出書類

ア 市有財産売却入札参加申込書(実印)(以下「申込書」という。)

イ 誓約書(実印)

ウ 暴力団排除に関する誓約書(実印)

エ 市税滞納情報照会同意書

オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本

カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書(現在事項全部証明書)

※ オ及びカについては、発行後、3か月以内の原本に限る。

##### (2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。

イ 受付期間 令和元年10月15日(火)から令和元年12月20日(金)まで(土日、祝日を除く。)

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課(大和高田市庁舎2階)

##### (3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

##### (4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

#### 5 入札保証金の納付

入札参加者は、令和2年1月17日(金)午後2時までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は、銀行振出小切手で納付しなければならない。

#### 6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年1月20日(月)午前10時

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所別棟2階会議室

#### 7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 入札当日の受付開始時刻までに辞退届を提出するとき 財産管理課に提出すること。

(2) 入札受付開始時刻から入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 入札執行者に提出すること。

(3) 前2号のいずれかにかかわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

#### 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 記名押印を欠く入札

- (3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札
- (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札金額を加除訂正した入札
- (8) 最低売却価格に達しない価格での入札
- (9) 郵送等により送付された入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直にくじ引きを行い落札者を決定する。

## 10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金(入札保証金全額を充当)を納付しなければならない。

### 11 契約締結等

#### (1) 契約の締結日

落札者は、令和2年1月29日(水)(当日の正午まで)に契約を締結しなければならない。  
なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

#### (2) 契約書作成の要否 要す。

### 12 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を令和2年2月28日(金)までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

### 13 契約条件

#### (1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引き渡すものとする。  
イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

#### (2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。  
イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。  
ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。  
エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

#### (3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

#### (4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

### 14 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市財務部財産管理課  
電話 0745-22-1101

公告第70号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 工事名           | 曾大根古池護岸補修工事   |
| 2 | 工事場所          | 大和高田市 曾大根 地内  |
| 3 | 工事期間          | 契約締結日から令和2年2月28日(金)まで   |
| 4 | 工事内容          | 入札説明書(仕様書)のとおり  |
| 5 | 入札参加資格要件      | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p> |
| 6 | 競争入札参加資格確認の申請 | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p>  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>(4) 受付期間<br/>令和元年9月30日(月)から令和元年10月4日(金)まで。</p> <p>(5) 受付時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所<br/>大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>   |
| 7 競争入札参加資格の確認通知       | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日<br/>提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>                                |
| 8 入札説明書(仕様書)の閲覧等      | <p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間<br/>令和元年9月30日(金)から令和元年10月8日(火)まで。</p> <p>(2) 閲覧等の時間<br/>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所<br/>大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>                      |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限<br/>令和元年10月21日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限<br/>令和元年10月22日(火)午後5時まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>              |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限<br/>令和元年10月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先<br/>〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留<br/>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法<br/>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 11 入札書への記載            | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
|             | 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。  |
| 12 入札保証金    | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。   |
| 13 開札の日時等   | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時<br>令和元年10月25日(金) 午前10時<br>(2) 場所<br>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。  |
| 14 入札の無効    | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札 |
| 15 落札者の決定   | 落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。  |
| 16 契約保証金    | 免除します。  |
| 17 最低制限比較価格 | ¥13,190,000-(消費税等抜き)  |
| 18 前金払      | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。  |
| 19 部分払      | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。  |
| 20 その他      | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。  |

**教育委員会**

**教育委員会規則第3号**

大和高田市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則を別紙のように定める。

令和元年9月24日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則

大和高田市立幼稚園保育料の減免に関する規則(昭和47年教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

**教育委員会規則第4号**

大和高田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和元年9月24日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市文化会館条例施行規則(平成20年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める

別表(第11条関係)

| 区分      | 附属設備の名称     |            | 単位    | 1回当たりの使用料<br>(単位・円) |
|---------|-------------|------------|-------|---------------------|
| 舞台設備    | 演台          | 大ホール       | 1卓    | 620                 |
|         |             | 小ホール       | 1卓    | 510                 |
|         |             | レセプションホール  | 1卓    | 200                 |
|         | 花台          |            | 1台    | 200                 |
|         | 司会者台        | 大ホール・小ホール  | 1台    | 410                 |
|         |             | レセプションホール  | 1台    | 200                 |
|         | 指揮台         |            | 1台    | 300                 |
|         | 譜面台         | 指揮者用       | 1台    | 300                 |
|         |             | 演奏者用       | 1台    | 100                 |
|         | 譜面灯         | オーケストラピット用 | 1台    | 50                  |
|         | 椅子          | コントラバス用    | 1脚    | 100                 |
|         | オーケストラピット   | 大ホール       | 1式    | 5,230               |
|         | 大迫り         | 大ホール       | 1台    | 3,130               |
|         | 小迫り         | 大ホール       | 1台    | 1,030               |
|         | 音響反射板       | 大ホール       | 1式    | 5,230               |
|         | 所作台         | 大ホール       | 1式    | 7,330               |
|         | 仮設花道一式      | 大ホール       | 1式    | 4,180               |
|         | 平台          |            | 1台    | 200                 |
|         | 開き足         |            | 1脚    | 100                 |
|         | 箱足          |            | 1台    | 50                  |
|         | ヒナ段ケ込       | 大ホール       | 1枚    | 50                  |
|         | 松羽目         |            | 1式    | 5,230               |
|         | 竹羽目         |            | 1式    | 5,230               |
|         | 金屏風         | 大          | 1双    | 1,560               |
|         |             | 小          | 1双    | 1,030               |
|         | 緋毛せん        |            | 1枚    | 300                 |
|         | 長座布団        |            | 1枚    | 100                 |
|         | 高座用座布団      |            | 1枚    | 100                 |
|         | 上敷ござ        |            | 1枚    | 100                 |
|         | 地絰り         | 大ホール       | 1枚    | 5,230               |
| 紗幕      | 大ホール        | 1枚         | 5,230 |                     |
| ジョーゼット幕 | 大ホール        | 1式         | 7,330 |                     |
| バレエ用シート | 大ホール        | 1式         | 5,230 |                     |
|         | 小ホール・リハーサル室 | 1式         | 3,130 |                     |

|                               |                          |           |       |       |
|-------------------------------|--------------------------|-----------|-------|-------|
|                               | 移動用姿見                    |           | 1台    | 100   |
|                               | めくり台                     |           | 1台    | 200   |
|                               | 落語用見台                    |           | 1式    | 300   |
|                               | 人形立                      |           | 1本    | 100   |
|                               | ポータブルステージ                | レセプションホール | 1式    | 2,080 |
|                               | 平台ステージ                   | レセプションホール | 1枚    | 300   |
| 照明設備                          | ボーダーライト                  | 大ホール      | 1列    | 620   |
|                               |                          | 小ホール      | 1列    | 300   |
|                               | アッパーホリゾントライト             | 大ホール      | 1列    | 1,030 |
|                               | ローアホリゾントライト              | 大ホール      | 1列    | 830   |
|                               | ホリゾントライト(幕を含む。)          | 小ホール      | 1列    | 1,250 |
|                               | ライティングタワー                | 大ホール      | 1基    | 2,080 |
|                               | ピンスポットライト<br>(大ホール)      | クセノン2KW   | 1台    | 3,130 |
|                               |                          | クセノン1KW   | 1台    | 2,080 |
|                               |                          | ハロゲン1KW   | 1台    | 1,030 |
|                               | ピンスポットライト<br>(小ホール)      | クセノン700W  | 1台    | 1,560 |
|                               | ピンスポットライト<br>(レセプションホール) | クセノン500W  | 1台    | 1,030 |
|                               |                          | ハロゲン1KW   | 1台    | 1,030 |
|                               | スポットライト                  | ハロゲン1.5KW | 1台    | 510   |
|                               |                          | ハロゲン1KW   | 1台    | 410   |
|                               |                          | ハロゲン500W  | 1台    | 300   |
|                               | スポットライト<br>(パーライト)       | 1KW       | 1台    | 620   |
|                               |                          | 500W      | 1台    | 410   |
|                               | カッタースポット(ネタは含まない。)       |           | 1台    | 620   |
|                               | 波マシン                     |           | 1台    | 620   |
|                               | 天井反射板ライト                 | 大ホール      | 1式    | 3,660 |
|                               | ミラーボール                   | 変速・直径400  | 1台    | 1,030 |
|                               |                          | 変速・直径600  | 1台    | 1,560 |
|                               |                          | 置型定速      | 1台    | 1,030 |
|                               | マルチストロボ                  |           | 1台    | 2,080 |
|                               | ストロボ                     |           | 1台    | 1,560 |
|                               | エフェクトスポット(マシン・先玉・種板を含む。) | 2KW       | 1台    | 2,080 |
| 1KW                           |                          | 1台        | 1,560 |       |
| ハイスタンド(アームを含む。)               |                          | 1台        | 300   |       |
| スタンド                          |                          | 1台        | 200   |       |
| ベーススタンド                       |                          | 1台        | 100   |       |
| 展示用スポットライト                    |                          | 1台        | 60    |       |
| 小ホール基本照明セット(Bor3、2SUS12、FS10) |                          | 1式        | 5,230 |       |

|                   |                             |              |       |        |
|-------------------|-----------------------------|--------------|-------|--------|
| 音響設備              | 場内拡声                        | 大ホール         | 1式    | 3,130  |
|                   |                             | 小ホール         | 1式    | 1,030  |
|                   |                             | レセプションホール    | 1式    | 1,030  |
|                   | スピーカー                       | 大型(映写機用)     | 1台    | 1,030  |
|                   |                             | 小型(サイド用)     | 1台    | 300    |
|                   | ステレオマイク                     | 大ホール         | 1本    | 2,080  |
|                   | コンデンサーマイク                   | A            | 1本    | 1,560  |
|                   |                             | B            | 1本    | 1,030  |
|                   | ダイナミックマイク                   |              | 1本    | 510    |
|                   | ワイヤレスマイク                    | 大ホール・小ホール    | 1c h  | 1,560  |
|                   |                             | レセプションホール    | 1c h  | 830    |
|                   | 3点吊マイクロホン装置                 | 大ホール         | 1式    | 2,080  |
|                   | マイクスタンド                     | 床上大型         | 1本    | 200    |
|                   |                             | 卓上型・床上型・ブーム型 | 1本    | 100    |
|                   | カセットテープレコーダー                |              | 1台    | 1,560  |
|                   | CDプレーヤー                     |              | 1台    | 1,560  |
| MDプレーヤー           |                             | 1台           | 1,560 |        |
| デジタルオーディオテープレコーダー |                             | 1台           | 2,080 |        |
| 映像設備              | 35mm映写機(スクリーンを含まない。)        |              | 1台    | 5,230  |
|                   | 16mm映写機(スクリーンを含まない。)        |              | 1台    | 3,130  |
|                   | オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含まない。) |              | 1台    | 1,560  |
|                   | 液晶プロジェクター(スクリーンを含まない。)      | 3200ルーメン     | 1台    | 5,230  |
|                   |                             | 1700ルーメン     | 1台    | 3,130  |
|                   | 資料提示装置                      |              | 1台    | 1,560  |
|                   | DVDプレーヤー                    |              | 1台    | 2,080  |
|                   | 映写用スクリーン                    | 大ホール         | 1式    | 2,080  |
| 小ホール・レセプションホール    |                             | 1式           | 1,030 |        |
| 可搬型               |                             | 1式           | 730   |        |
| レーザーポインター         |                             | 1本           | 200   |        |
| その他の設備            | ピアノ                         | スタインウェイD-274 | 1台    | 15,700 |
|                   |                             | ヤマハCFⅢ       | 1台    | 10,470 |
|                   |                             | ヤマハC7        | 1台    | 6,280  |
|                   |                             | ヤマハUX300     | 1台    | 2,610  |
|                   | エレク トーン                     | ヤマハEL-90     | 1台    | 3,130  |
|                   | ホワイトボード                     |              | 1台    | 200    |
|                   | 国旗・市旗                       |              | 1枚    | 100    |
|                   | 増設展示パネル                     |              | 1台    | 200    |
|                   | 展示台                         |              | 1台    | 200    |
|                   | 展示台(小)                      |              | 1台    | 150    |
|                   | 衝立                          |              | 1台    | 150    |
| 表彰盆               |                             | 1枚           | 100   |        |

|            |      |       |       |
|------------|------|-------|-------|
| 茶道具        | 1式   | 1,030 |       |
| 野点用茶道具     | 1式   | 1,030 |       |
| 持込み器具電源使用料 | 1KW  | 100   |       |
| ポット使用料     | 1台   | 100   |       |
| シャワー室      | 大ホール | 1室    | 1,560 |

備考

- 「1回当たりの使用料」は、1日につき1回として算定する。ただし、持込電源使用料及びポット使用料については、午前、午後又は夜間それぞれの使用区分を「1回」とする。
- 附属設備は、準備又は本番を問わず仕込みを行った時点から使用したものとす。
- この表の使用料には、カラーフィルター等の消耗機材費並びにピアノ調律及び舞台設備、照明設備、音響設備等に要する増員技術者の人件費等は含まない。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の大和高田市文化会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)について適用し、施行日前に領収する使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料については、なお従前の例による。

教育委員会規則第5号

総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和元年9月24日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則(平成15年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則

別表第1中

「

|        |
|--------|
| 使用料    |
| 1,540円 |
| 510円   |
| 1,540円 |
| 1,540円 |
| 1,020円 |
| 3,080円 |

」を

「

|        |
|--------|
| 使用料    |
| 1,560円 |
| 510円   |
| 1,560円 |
| 1,560円 |
| 1,030円 |

3,130円

」に改める。

別表第2中

「

| 種類     | 単位    | 使用料    |
|--------|-------|--------|
| 武道館会議室 | 1室 1回 | 2,570円 |
| 武道館控室  | 1室 1回 | 820円   |

」を

「

| 種類     | 単位    | 使用料    |
|--------|-------|--------|
| 武道館会議室 | 1室 1回 | 2,610円 |
| 武道館控室  | 1室 1回 | 830円   |
| 放送設備   | 1式 1回 | 1,560円 |

」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

総合体育館・武道館使用許可申請書

大和高田市教育委員会 殿

申請者(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)

氏名

住所

連絡先(TEL)

次のとおり、総合体育館 武道館 の使用を申請します。

|       |               |   |
|-------|---------------|---|
| 日時    | 年 月 日 ( )     | <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 |
|       |               | <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日 |
| 使用目的  |               |   |
| 使用人数  |               |   |
| 使用責任者 | (氏名)<br>(連絡先) |   |

|       |                                  |                                 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------|
| 総合体育館 | <input type="checkbox"/> 競技場/全面  | <input type="checkbox"/> 競技場/半面 |
|       | <input type="checkbox"/> サブ競技場   | <input type="checkbox"/> 相撲場    |
|       | <input type="checkbox"/> トレーニング室 |                                 |

|     |   |
|-----|---|
|     | 総合体育館・附属設備<br><input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ<br><input type="checkbox"/> バスケットボード <input type="checkbox"/> バレーボール支柱 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱<br><input type="checkbox"/> テニス支柱 <input type="checkbox"/> 卓球台 <input type="checkbox"/> 電光得点表示盤 (公式戦のみ使用可) |
| 武道館 | <input type="checkbox"/> 第1道場 (全面のみ)<br><input type="checkbox"/> 第2道場 / 全面<br><input type="checkbox"/> 第2道場 / 片面  |
|     | 武道館・附属設備<br><input type="checkbox"/> 武道館会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室 <input type="checkbox"/> 放送設備   |

|         |   |
|---------|---|
| 貸出器具・用具 | <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> フロアーマット <input type="checkbox"/> バドミントンラケット<br><input type="checkbox"/> ソフトテニスラケット <input type="checkbox"/> ソフトテニスボール <input type="checkbox"/> 卓球ラケット |
|---------|---|

様式第2号 (第5条関係)

許可第 号  
年 月 日

総合体育館・武道館使用許可書

様

大和高田市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった総合体育館又は武道館の使用について、次のとおり 総合体育館 ・ 武 道 館 の使用を許可します。

|     |           |   |
|-----|-----------|---|
| 日 時 | 年 月 日 ( ) | <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後<br><input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日  |
| 場 所 | 総合体育館     | <input type="checkbox"/> 競技場 / 全面 <input type="checkbox"/> 競技場 / 片面<br><input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> 相撲場<br><input type="checkbox"/> トレーニング室  |
|     | 武道館       | 総合体育館・附属設備<br><input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ<br><input type="checkbox"/> バスケットボード <input type="checkbox"/> バレーボール支柱 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱<br><input type="checkbox"/> テニス支柱 <input type="checkbox"/> 卓球台 <input type="checkbox"/> 電光得点表示盤 (公式戦のみ使用可) |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | 武道館・附属設備<br><input type="checkbox"/> 武道館会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室 <input type="checkbox"/> 放送設備 |
|--|--|--|---|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)について適用し、施行日前に領収する使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料については、なお従前の例による。

**教育委員会告示第15号**

大和高田市教育委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年9月17日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

1 日時

令和元年9月24日(火) 午後1時30分

2 場所

市役所4階 委員会室

3 議案

第1号 大和高田市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則(案)について

第2号 大和高田市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

第3号 総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第72号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年8月26日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

令和元年9月2日(月) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 在外選挙人名簿の抹消について

第4号 補充員の失職について

第5号 その他

**選挙管理委員会告示第73号**

令和元年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数 18,812人  
 6分の1の数 9,406人  
 50分の1の数 1,129人

**選挙管理委員会告示第74号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年9月11日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

## 1 日時

令和元年9月18日(水) 午前9時00分

## 2 場所

大和高田市大字大中100番地1  
 大和高田市役所 3階 小会議室

## 3 議案

第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について  
 第2号 その他

**農業委員会****農業委員会告示第9号**

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年9月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

## 1 日時

令和元年10月10日(木曜日) 午後3時

## 2 場所

大和高田市役所 3階 東会議室

## 3 議案

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件  
 議第2号 農地法第5条規定による申請の件  
 議第3号 その他

**公営企業****企業管理規程第1号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月13日

(大和高田市水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条第3号中オをカとし、エをオとし、同号ウ中「第8条第1項」を「第8条」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条第2項第2号中「オ」を「カ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年9月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(以下「旧規程」という。)第8条の規定により行われた旧規程第4条第1項の指定の取消しの効力については、なお従前の例による。

### 企業管理規程第2号

大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月19日

(大和高田市水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程(平成14年規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額(消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を加算した額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)について適用し、施行日前に領収する使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料については、なお従前の例による。

### 企業管理規程第3号

大和高田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

(大和高田市水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業給水条例施行規程(昭和48年企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

(集合住宅等の料金の算定等)

第28条の2 受水槽が設置された集合住宅等にあつては、各戸に設置されたメーター(以下「子メーター」という。)又は受水槽の上流に設置されたメーター(以下「親メーター」という。)により料金を算定する。

2 子メーターで料金を算定する集合住宅等において、親メーターの使用水量と子メーターの使用水量の総和の差が1立方メートルを超えたときは、子メーターの使用水量の総和を超えた水量(以下「差水量」という。)について料金(基本料金を除く。)を算定する。

3 前項の規定により算定する差水量に係る料金は、総代人から徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第28条の2の規定は、令和元年12月以後の点検分から適用する。

#### 企業管理規程第4号

大和高田市水道料金及び下水道使用料の減免に関する規程を次のように定める。

令和元年9月26日

(大和高田市水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道料金及び下水道使用料の減免に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)第39条の規定による上水道使用料金(以下「水道料金」という。)の減免及び大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)第44条の規定による使用料(以下「下水道使用料」という。)の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、大和高田市水道事業給水条例及び大和高田市下水道条例において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用水量 大和高田市水道事業給水条例第30条に規定するメーターの点検で計測された水量をいう。

(2) 推定使用水量 漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量であつて、第7条の規定により算定するものをいう。

(3) 推定漏水量 使用水量から推定使用水量を減じた水量をいう。

(漏水)

第3条 適切な給水装置の使用及び維持管理にもかかわらず、発見できなかったメーターの取付部以降の給水管及びこれに付随する受水槽の破損等により漏水したときは、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、水道料金及び下水道使用料を減免することができる。

2 減免後の水道料金は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める額とする。

(1) メーター口径25ミリ以上の場合又は受水槽が設置されている場合(次号の場合を除く。)

次に掲げる水量（その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた水量）に相当する水道料金を減額した額

ア 推定漏水量が推定使用水量の2倍以下の場合 推定漏水量の20パーセントの水量

イ 推定漏水量が推定使用水量の2倍を超え4倍以下の場合 推定漏水量の25パーセントの水量

ウ 推定漏水量が推定使用水量の4倍を超え6倍以下の場合 推定漏水量の34パーセントの水量

エ 推定漏水量が推定使用水量の6倍を超える場合 推定漏水量の50パーセントの水量

オ メーターの取付部からの漏水の場合 推定漏水量

(2) 前号に規定する場合であつて、漏水箇所がメーターの取付部から受水槽までの間にあるとき、又は漏水前の使用水量がおおむね100立方メートル以下のとき、若しくはメーター口径25ミリ未満の場合 次に掲げる水量（その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた水量）に相当する水道料金を減額した額

ア 推定漏水量が推定使用水量の2倍以下の場合 推定漏水量の50パーセントの水量

イ 推定漏水量が推定使用水量の2倍を超え4倍以下の場合 推定漏水量の67パーセントの水量

ウ 推定漏水量が推定使用水量の4倍を超え6倍以下の場合 推定漏水量の75パーセントの水量

エ 推定漏水量が推定使用水量の6倍を超える場合 推定漏水量の80パーセントの水量

オ メーターの取付部からの漏水の場合 推定漏水量

3 減免後の下水道使用料は、推定漏水量の全量に相当する下水道使用料を減額した額とする。

4 減免の対象期間は、漏水を含む計量月分のうち1回分とする。ただし、漏水箇所の修繕が完了するまでに相当の日数を要したことに正当な理由があると管理者が認めたときは、当該漏水を含む計量月分のうち2回分とすることができる。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、漏水を含む計量月分の納入期限から修繕が完了するまでに120日を超える日数を要したときは、管理者が特に必要と認めた場合を除き、水道料金及び下水道使用料の減免をしない。

(災害漏水)

第5条 震災、風水害、火災その他の災害により漏水したときは、管理者は、推定漏水量の全量に相当する水道料金及び下水道使用料を免除することができる。

2 第3条第4項の規定は、前項の規定による免除について準用する。

(濁水)

第6条 水道工事又は給水制限等による濁水が原因で管理者の指示に従い放水したときは、管理者は、管理者が別に定める方法により算定した水量に相当する水道料金及び下水道使用料を減額することができる。

(推定使用水量の算定)

第7条 推定使用水量は、当該計量月分の前3回までの使用水量を平均して得た水量（1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた水量）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による算定方法では推定使用水量の算定が困難なとき、又は使用者等の不利益になるときは、次の各号に定める水量のいずれかを推定使用水量とする。

(1) 当該計量月分の前年同月における使用水量

(2) 漏水箇所の修繕工事が完了した日の属する計量月の翌計量月の使用水量

(3) 漏水箇所の修繕工事が完了した日の属する計量月の翌計量月の検針日まで20日以上ある場合は、当該修繕工事が完了した日以後10日以上使用した水量を日割り計算し、これに認定すべき使用日数を乗じて得た水量

(申請手続)

第8条 減免を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者若しくは指定給水装置工事事業者が発行する漏水修繕完了書若しくは指定給水装置工事事業者が発行する修繕工事の見積書、領収書等又は管理者若しくは指定給水装置工事事業者が行う実地調査により漏水箇所の修繕が確認できるときは、申請書において指定給水装置工事事業者に求める修繕工事完了に係る証明印の押印を省略することができる。

(1) 第3条の規定による減免の場合 大和高田市水道料金及び下水道使用料減免申請書(漏水)(様式第1号)

(2) 第5条の規定による減免の場合 大和高田市水道料金及び下水道使用料減免申請書(災害漏水)(様式第2号)

(3) 第6条の規定による減免の場合 大和高田市水道料金及び下水道使用料減免申請書(濁水)(様式第3号)

2 前項の規定による申請書は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第3条の規定による減免の場合 指定給水装置工事事業者による漏水箇所の修繕工事が完了したことが確認できる資料

(2) 第5条の規定による減免の場合 指定給水装置工事事業者による漏水箇所の修繕工事が完了したことが確認できる資料及び罹災証明書その他被災の程度がわかる書類

3 第3条第4項ただし書及び第5条第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、大和高田市漏水修繕遅延理由書(様式第4号)その他漏水の発見が遅れた原因を明らかにする書類を提出しなければならない。

4 減免の申請期間は、修繕工事が完了した日から120日以内とする。

(決定)

第9条 管理者は、減免の可否を決定したときは、次の各号のいずれかの通知書により、速やかに前条第1項の規定により申請をした者に通知しなければならない。

(1) 減免申請を認める場合 大和高田市水道料金及び下水道使用料減免決定通知書(様式第5号)

(2) 減免申請を却下する場合 大和高田市水道料金減免却下通知書(様式第6号)及び大和高田市下水道使用料減免却下通知書(様式第7号)

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

大和高田市水道料金及び下水道使用料減免申請書(漏水)

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 様

お客様番号 — — —

住 所

氏名  
電話番号  
印

次のとおり、水道料金及び下水道使用料の減免を申請します。

※修繕工事を施行した者が記載すること。

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 修繕完了日                          | 年 月 日  |
| メーター設置場所                       |  |
| 漏水箇所<br>※該当する項目全てに<br>○をつけること。 | 地下埋設 ・ 床下 ・ 壁面内部 ・ 露出 ・ 屋外<br>その他 ( )  |
|                                | 台所 ・ 風呂 ・ 洗面所 ・ その他 ( )<br>トイレ [ ボールタップ・フロート弁・その他 ( ) ]<br>受水槽 [ ボールタップ ・ その他 ( ) ]<br>その他 ( ) |
| 修繕内容                           |  |
| 修繕工事完了<br>に係る証明欄               | 住所<br>氏名<br>電話<br>印  |

(減免決定後の還付金振込先)

|       |  |     |          |    |         |
|-------|--|-----|----------|----|---------|
| 金融機関名 |  | 支店名 |          | 種別 | 普通 ・ 当座 |
| フリガナ  |  |     | 口座<br>番号 |    |         |
| 氏名    |  |     |          |    |         |

様式第2号(第8条関係)

大和高田市水道料金及び下水道使用料減免申請書(災害漏水)

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 様

お客様番号 — — —  
住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号

次のとおり、水道料金及び下水道使用料の減免を申請します。

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 災害発生日    | 年 月 日                   |
| 災害の種類    | 震災 ・ 風水害 ・ 火災 ・ その他 ( ) |
| メーター設置場所 |                         |

|      |                      |
|------|----------------------|
| 漏水箇所 | 地中配管・受水槽・内線器具・その他( ) |
| 被害状況 |                      |

(減免決定後の還付金振込先)

|       |  |     |      |    |       |
|-------|--|-----|------|----|-------|
| 金融機関名 |  | 支店名 |      | 種別 | 普通・当座 |
| フリガナ  |  |     | 口座番号 |    |       |
| 氏名    |  |     |      |    |       |

様式第3号(第8条関係)

大和高田市水道料金及び下水道使用料減免申請書(濁水)

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 様

お客様番号 — — —  
 住 所  
 氏 名 印  
 電 話 番 号

次のとおり、水道料金及び下水道使用料の減免を申請します。

|                  |       |
|------------------|-------|
| 濁水発生日            | 年 月 日 |
| 透明になるまで水を流し続けた時間 | 約 分   |

※職員記載欄

|          |  |
|----------|--|
| メーター番号   |  |
| メーター設置場所 |  |

|          |                |
|----------|----------------|
| 減免水量     | m <sup>3</sup> |
| 職員確認者の氏名 | 印              |

様式第4号(第8条関係)

大和高田市漏水修繕遅延理由書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 様

お客様番号 — — —

住 所

氏 名 印

電 話 番 号

※修繕工事を施行した者が記載すること。

|                      |                                       |
|----------------------|---------------------------------------|
| 修繕依頼日                | 年 月 日                                 |
| 修繕開始日                | 年 月 日                                 |
| 修繕完了日                | 年 月 日                                 |
| メーター設置場所             |                                       |
| 漏水箇所                 | 地下埋設 ・ 床下 ・ 壁面内部 ・ 露出<br>屋外 ・ その他 ( ) |
| 修繕完了までに<br>長期間を要した理由 |                                       |
| 修繕工事完了<br>に係る証明欄     | 住所<br>氏名<br>電話<br><br>印               |

備考(添付書類)

様式第5号(第9条関係)

大和高田市水道料金及び下水道使用料減免決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった水道料金及び下水道使用料の減免について、下記のとおり減免したので、通知します。

記

- 1 メーター設置場所
- 2 氏名
- 3 お客様番号
- 4 減免理由
- 5 減免内容

年 月分

|           | 上水道            |   | 下水道            |   | 合計 |
|-----------|----------------|---|----------------|---|----|
| 請求額(受領済額) | m <sup>3</sup> | 円 | m <sup>3</sup> | 円 | 円  |
| 減免後金額     | m <sup>3</sup> | 円 | m <sup>3</sup> | 円 | 円  |

推定使用水量 m<sup>3</sup> 上水減免率 % 下水減免率 %

様式第6号(第9条関係)

大和高田市水道料金減免却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった水道料金の減免について、下記のとおり却下したので通知します。

記

- 1 メーター設置場所
- 2 氏名
- 3 お客様番号
- 4 却下理由

様式第7号(第9条関係)

大和高田市下水道使用料減免却下通知書

第 号

年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった下水道使用料の減免について、下記のとおり却下したので通知します。

## 記

- 1 メーター設置場所
- 2 氏名
- 3 お客様番号
- 4 却下理由

## (教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。